

新しいまち

# 四万十町

－ 四万十町まちづくり計画 －

窪川町・大正町・十和村合併協議会

## ( 目 次 )

第 1 章	序論	1
第 2 章	新町の概要	2
第 3 章	計画策定の考え方	17
第 4 章	新町の将来像	18
第 5 章	まちづくりの基本理念	19
第 6 章	まちづくりの基本的方向（施策の大綱）	21
第 7 章	土地利用のゾーニングと地区別整備方針	25
第 8 章	重点プロジェクト	34
第 9 章	新町建設の主要施策	36
第 10 章	新町における高知県事業の推進	64
第 11 章	公共的施設の適正配置と整備	65
第 12 章	財政計画	67

# 第1章 序論

## 1. 計画の策定方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、窪川町、大正町、十和村の合併後の新町を建設していくための基本方針及びそれを実現するための事業の大綱等について定めるもので、これにより、2町1村の一体性の速やかな確立を目指すとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ります。

### (2) 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び計画期間中の財政計画で構成します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成32年度までの15年間とします。

### (4) その他

本計画の基本方針を定めるにあたっては、21世紀を見据えた長期的展望に立ったものとします。

また、財政計画については、健全な財政運営を基本とし、地方交付税、国および高知県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。

## 第2章 新町の概要

### 1. 自然条件

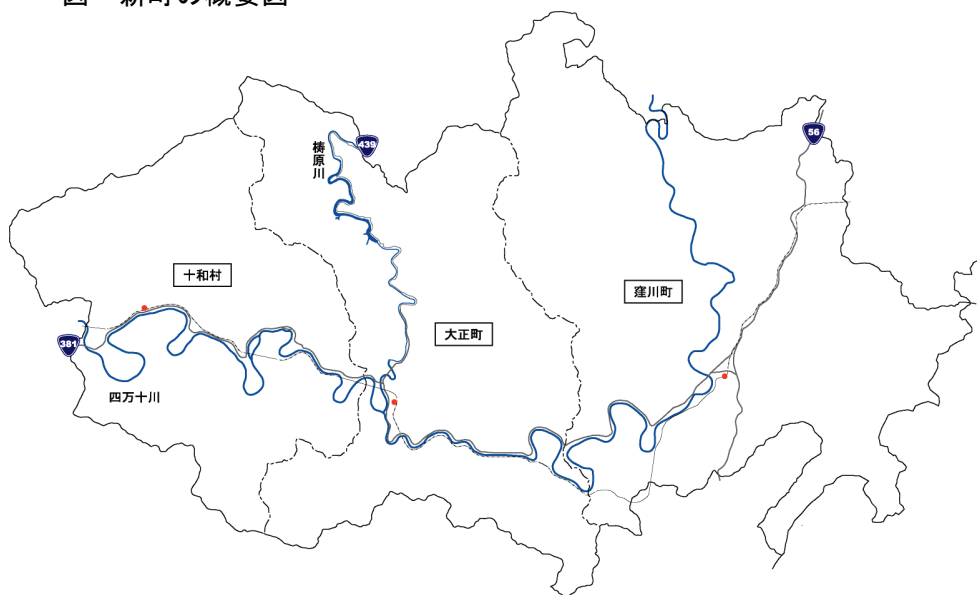
窪川町、大正町、十和村の2町1村が合併して誕生する新町は、東から西に流れる四万十川の中流域に位置しており、東南部は土佐湾に面しています。町域は東西43.7km、南北26.5km、総面積642.06km<sup>2</sup>であり、そのうち林野が87.1%を占め、田畑は4.8%を占めるに過ぎません。集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いや台地上にあり、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。

窪川町は、中央部を南流する四万十川流域の標高230mの高南台地に位置し、約2,000haの農地が広がっており、林野率も3町村の中では最も低くなっています。

大正町は、幡多郡の北部「北幡地域」に位置し、平地は四万十川、梶原川沿いにわずかに見られるが、そのほとんどを山林が占めています。

十和村は、村の中心部を東から西に四万十川が蛇行して流れ、流域沿いに農地が点在しているが、総面積の約9割を山林が占めています。

図 新町の概要図



### 2. 歴史

窪川町は、戦国時代には仁井田郷と呼ばれ、窪川氏ら5氏が統治しました。その後、長宗我部氏ら3氏が治め、藩政時代には窪川山内氏が統治しました。

大正町と十和村は、古くは上山郷と呼ばれ、藩政時代末期に上分と下分に分割されました。

3町村の現在の行政区域はそれぞれ、次のような合併を経て、形成されています。

窪川町は、明治22年の町村制施行で、窪川、仁井田、松葉川、東又、与津（後に興津）の各村に。窪川村は大正15年、町制を施行し、昭和30年には、窪川町と仁井田、松葉川、東又、興津の4村が合併して現在に至っています。

大正町は、明治4年に18区に分けられ、同22年の町村制施行で東上山村となり、大正3年に大正村に改称、昭和22年には町制を施行して、現在に至っています。

十和村は、昭和32年に十川村と昭和村が合併、旧村名を一字ずつとって十和村となっています。旧十川村は、大野、川口など7か村で十川郷と称していたが、明治22年の町村制施行で十川村となり、旧昭和村は、明治以前から上山郷（現在の大正も含む）と呼ばれていたが、同じく町村制施行で里川、浦越など11か村が西上山村に、さらに昭和3年に昭和村と改称しています。

昭和26年に国鉄（現JR四国）土讃線が窪川駅まで開通し、同49年には同予土線が開通しています。

### 3. 道路・交通条件

新町の町域には、国道は 56 号、381 号、439 号の 3 路線が走っています。そのうち 56 号と 381 号は比較的整備が進んできていますが、439 号は今後、まだまだ改良整備すべき部分を多く残しています。

合併する 3 町村相互の距離（一般国道経由の所要時間）は、窪川町～大正町間 25km（30 分）、大正町～十和村間 16km（20 分）窪川町～十和村間 41km（50 分）であり、県都高知市までは、窪川町から 67km（95 分）、大正町から 92km（125 分）、十和村から 108km（145 分）となっています。

高知自動車道はすでに、須崎東 IC まで延伸しさらに新荘までは側道部分を含んで暫定供用されており、現在、新荘～中土佐間は平成 20 年代前半、中土佐～窪川間は 20 年代半ばの供用を目指し整備が進められています。これが完成し供用されると、広域交通の利便性が高まります。

鉄道は、JR 四国土讃線（多度津～窪川）と同予土線（宇和島～窪川）、そして土佐くろしお鉄道中村・宿毛線（窪川～宿毛）があります。所要時間は、窪川～高知間が特急列車で約 60 分、窪川～十川間が普通列車で約 40 分となっています。

### 4. 人口

平成 12 年国勢調査結果でみると、3 町村の人口は合計 21,844 人（県全体の 2.7%を占める）で、3 町村とも人口が減少し続けています。

少子・高齢化も進んでおり、平成 12 年現在、年少人口比率は 13.3%まで低下し、高齢人口比率は逆に 31.6%まで上昇しています。

町村別に年少人口比率をみると、大正町が 14.5%と最も高く、以下、窪川町 13.3%、十和村 12.4%であり、高齢人口比率は大正町が 29.7%と最も低く、窪川町 31.8%、十和村 32.3%となっています。

このまま人口が減少し続けると、平成 22 年は 18,799 人、同 27 年には 17,108 人となる見込みです。

また、平成 27 年の年齢階層別人口比率は、年少人口が 10.8%、高齢人口は 39.2%で、生産年齢人口は 50.0%と半数となる見込みです。

表 平成 12 年国勢調査人口

区 分	総 数		年少人口 0～14 歳		生産年齢人口 15～64 歳		高齢人口 65 歳以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%
計	21,844	100.0	2,911	13.3	12,038	55.1	6,895	31.6
窪川町	14,842	100.0	1,970	13.3	8,147	54.9	4,725	31.8
大正町	3,429	100.0	498	14.5	1,914	55.8	1,017	29.7
十和村	3,573	100.0	443	12.4	1,977	55.3	1,153	32.3

表 推計人口（3 町村計）

区 分	総 数		年少人口 0～14 歳		生産年齢人口 15～64 歳		高齢人口 65 歳以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%
平成 17 年	20,403	100.0	2,448	12.0	10,933	53.6	7,022	34.4
平成 22 年	18,799	100.0	2,118	11.3	9,910	52.7	6,771	36.0
平成 27 年	17,108	100.0	1,843	10.8	8,552	50.0	6,713	39.2

表 総人口の推移

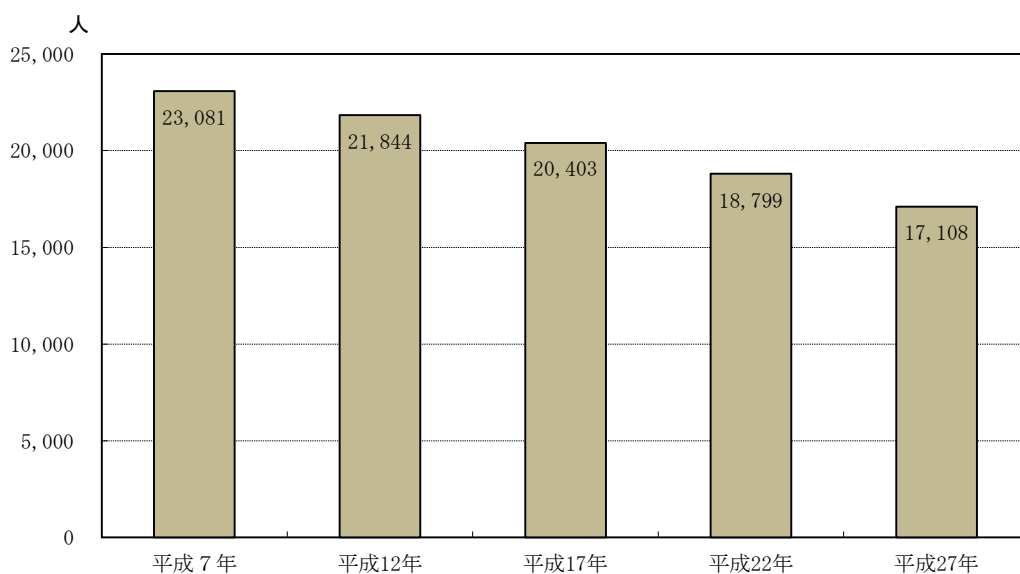
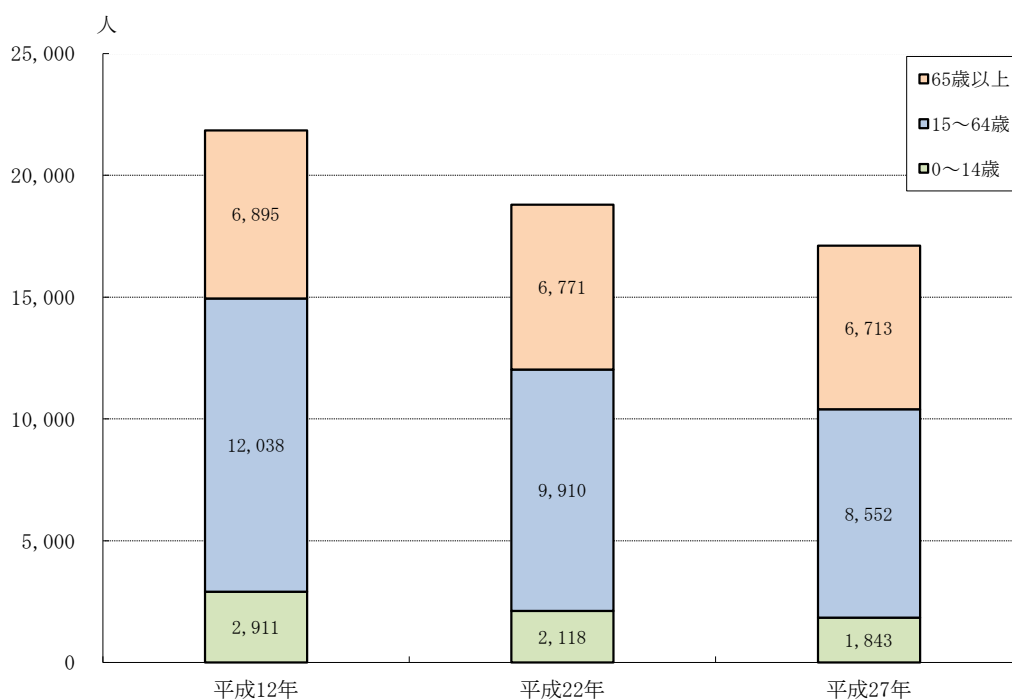


表 年齢階層別人口の推移



平成12年の世帯数は8,330世帯(県全体の2.6%を占める)であり、1世帯当たり人員は2.62人と、世帯の規模は県平均の2.53人を上回っていますが、徐々に縮小してきています。町村別には、窪川町2.55人、大正町2.74人、十和村2.86人となっています。

人口密度(平方キロ当たり平成12年国勢調査人口)は34.0人で、県平均(114.6人)の約3割の水準です。町村別には、窪川町53.4人、大正町17.2人、十和村21.7人となっています。

## 5. 通勤・通学圏

平成 12 年の国勢調査によって通勤の状況を見ると、本地域内での移動は、大正町から窪川町へ 198 人、十和村から大正町へ 98 人、十和村から窪川町へ 64 人、窪川町から大正町へ 55 人などとなっています。一方、地域外への通勤は、須崎市へ 179 人、中土佐町へ 105 人、高知市へ 77 人、大野見村へ 63 人、中村市へ 58 人、佐賀町へ 45 人といった窪川町から周辺市町村等への通勤が多くを占めています。そのほか、十和村から西土佐村へ 37 人などとなっています。

一方、地域外から本地域への通勤は、須崎市から 126 人、佐賀町から 122 人、大野見村から 53 人、中村市から 34 人など窪川町への通勤が目立っています。

15 歳以上の通学の状況をみると、本地域内では十和村から大正町への 82 人が目立っており、地域外へは窪川町から須崎市へ 55 人、高知市へ 43 人、中村市へ 40 人が通学しています。

一方、地域外から本地域への通学は、佐賀町から窪川町への 44 人が目立っています。

図 3 町村相互の通勤状況 - 平成 12 年 -

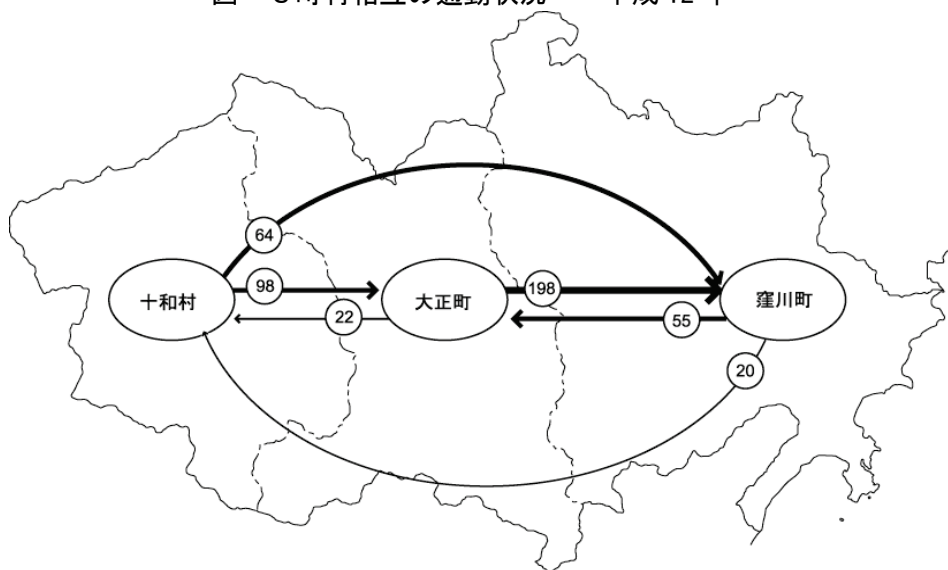
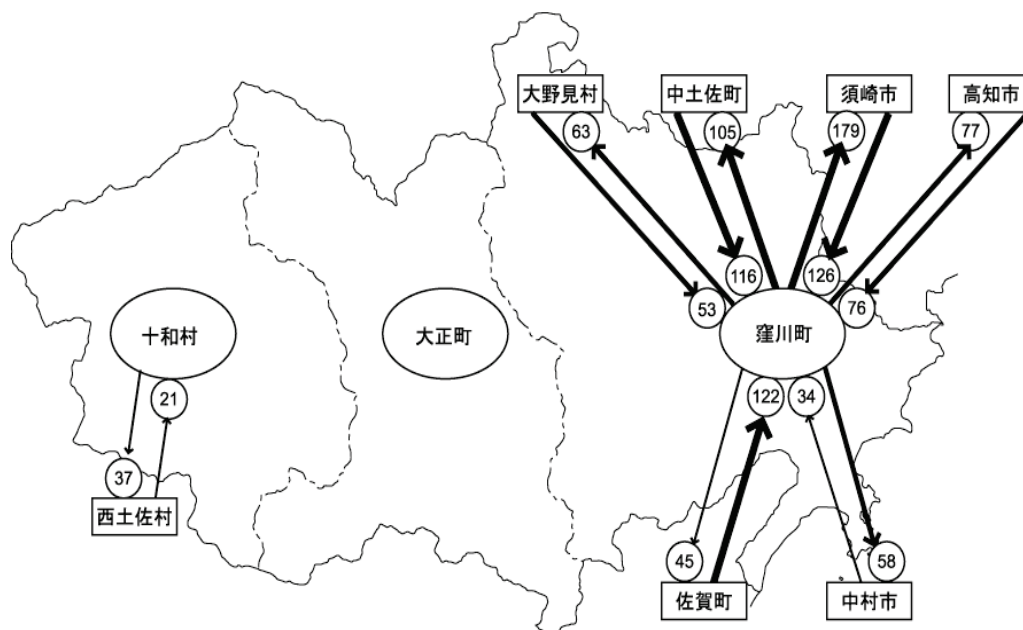


図 域外との通勤状況 - 平成 12 年 -



## 6. 買い物圏

平成 13 年県民消費動向調査報告書によると、窪川町は町内で購買する割合が 96.5%と高いが、十和村は 56.2%、大正町は 51.0%と町村内での購買率が低くなっています。

窪川町を中心として大正町、十和村とともに商圈（「窪川商圈」）を構成しており、商圈の中心である窪川町への流入は平成 7 年調査と比べて、大正町から 22.2 ポイント（13.5%→35.7%）、十和村から 6.0 ポイント（13.6%→19.6%）それぞれ上昇しています。大正町は窪川町への購買力の流出が 42.2%と高く、十和村から窪川への流出は 25.6%となっています。

なお、窪川町には、他商圈からの流入の増加も見られており、佐賀町からは 13.4 ポイント上昇（0.0%→13.4%）、大野見村からは 12.3 ポイント上昇（0.8%→13.1%）となっています。

## 7. 産業、経済

### (1) 産業別就業人口

平成 12 年国勢調査結果によると、3 町村の就業人口は合計 11,142 人で、平成 7 年に比べて 1,260 人（10.2%）減少しています。

少子・高齢化が引き続き進む中でこれまでと同様の推移を辿るとすると、平成 22 年の就業人口は 9,223 人、同 27 年には 8,215 人となる見込みです。

平成 12 年の産業別就業人口は、第一次産業 3,256 人（29.2%）、第二次産業 2,652 人（23.8%）、第三次産業 5,234 人（47.0%）であったのが、同 27 年には、第一次産業 2,590 人（31.5%）、第二次産業 1,889 人（23.0%）、第三次産業 3,736 人（45.5%）となる見込みです。

表 就業人口の推移

単位：人、%

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業人口計	12,402	11,142	10,224	9,223	8,215
（伸び率）	100.0	89.8	82.4	74.4	66.2
（構成比）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第一次産業	3,898	3,256	3,061	2,837	2,590
（構成比）	31.4	29.2	29.9	30.8	31.5
農業	3,432	2,849	2,687	2,493	2,283
林業	304	261	234	219	195
漁業	162	146	140	125	112
第二次産業	3,056	2,652	2,408	2,153	1,889
（構成比）	24.6	23.8	23.6	23.3	23.0
建設業	1,653	1,508	1,364	1,224	1,075
製造業	1,392	1,137	1,037	922	807
第三次産業	5,448	5,234	4,755	4,233	3,736
（構成比）	43.9	47.0	46.5	45.9	45.5
商業	1,724	1,772	1,618	1,449	1,277
サービス業	2,614	2,458	2,221	1,972	1,751
公務	467	460	420	370	319

注）平成 7 年、12 年は国勢調査人口。平成 17 年以降は推計人口



表 就業者総数の推移

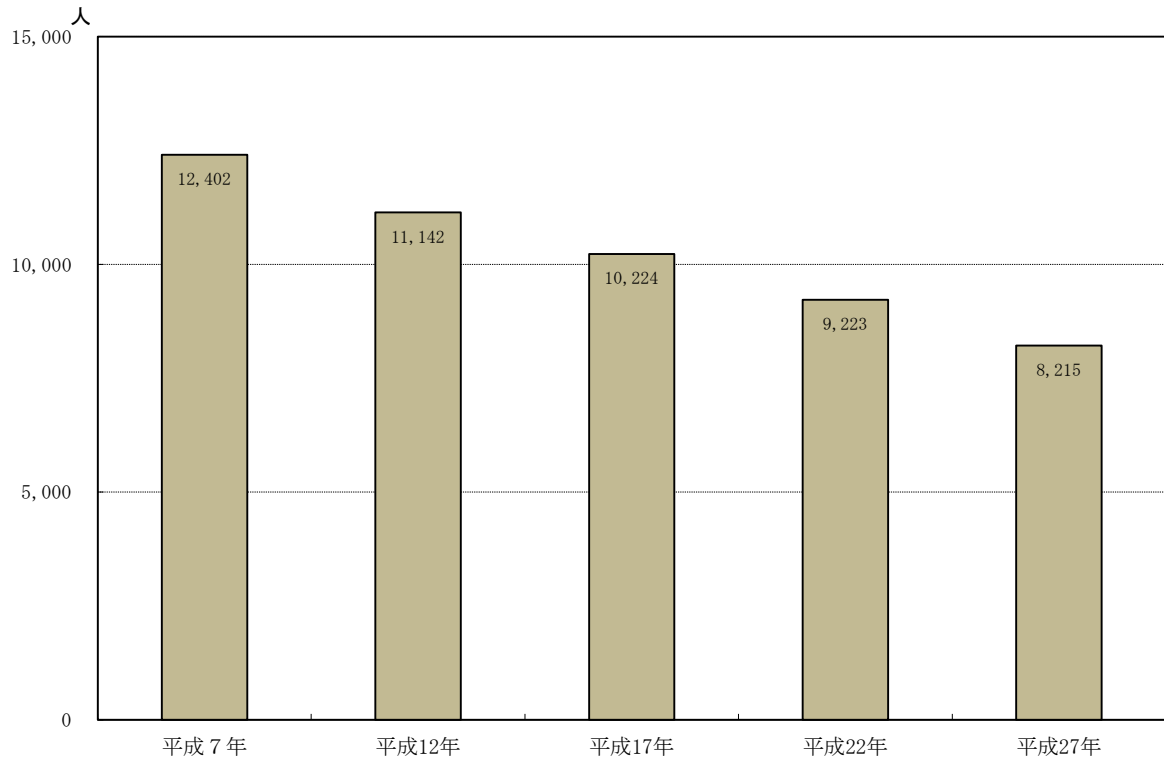
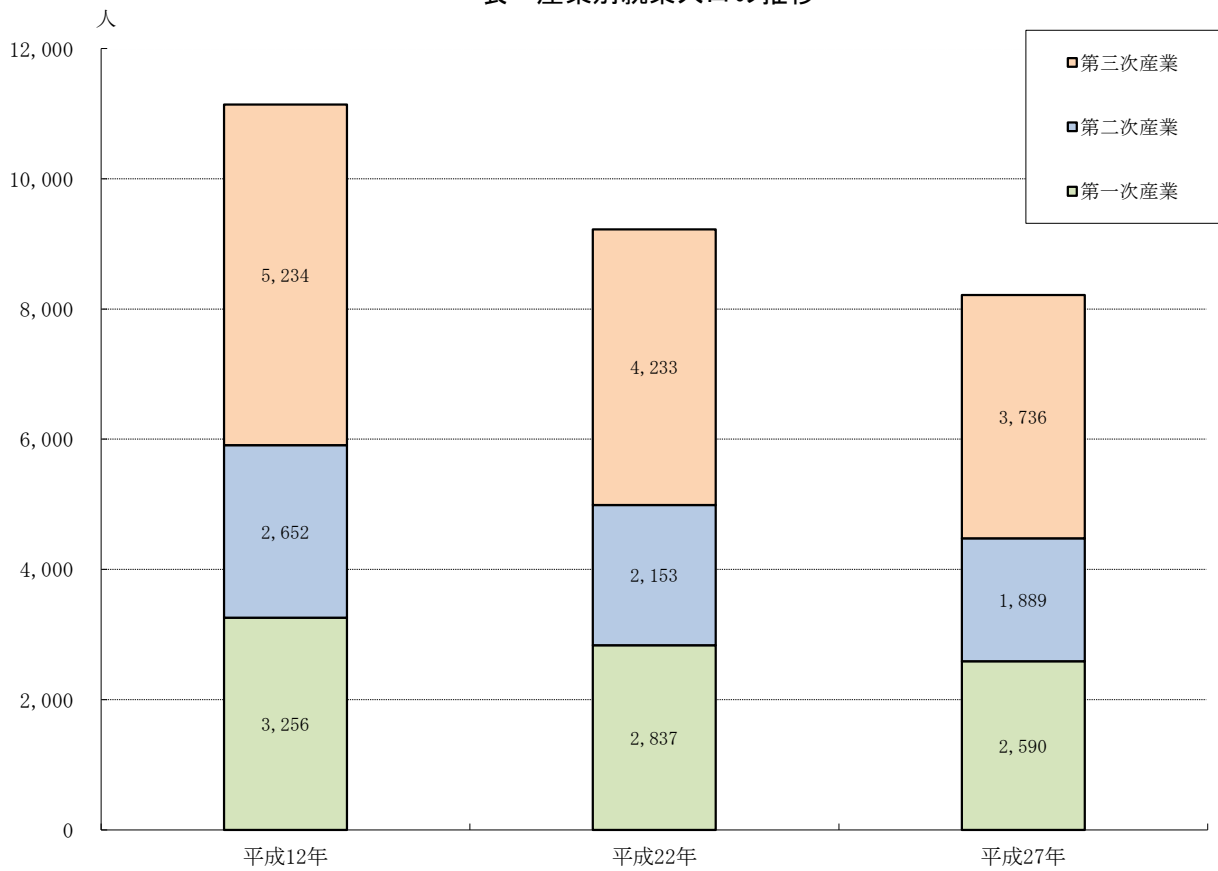


表 産業別就業人口の推移



(2) 産業別総生産額

平成 13 年度の町村内総生産額は 3 町村計では約 564 億円で県全体の 2.2%を占めています。

表 総生産の推移

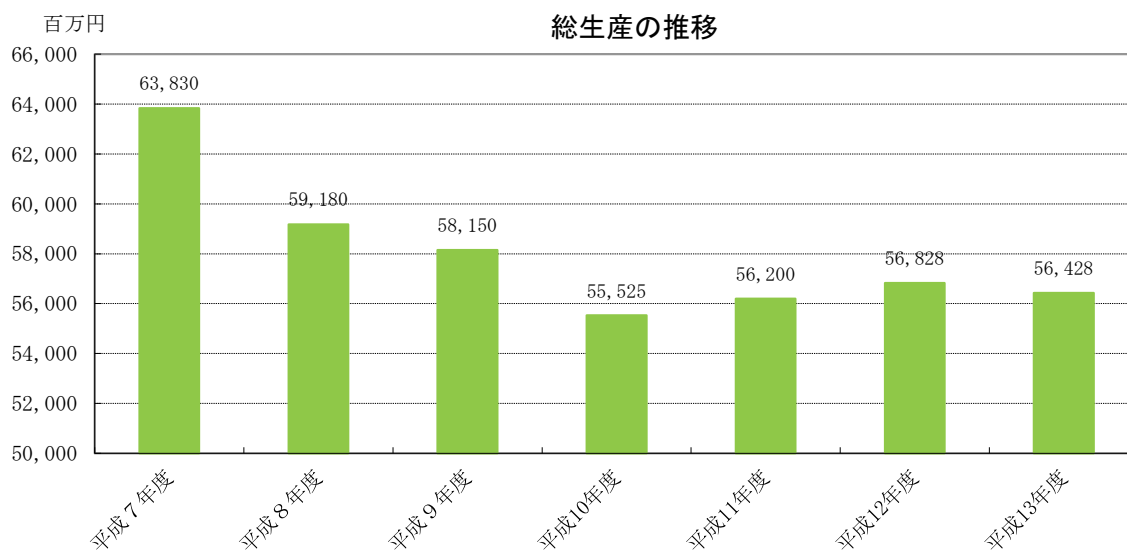
単位：百万円、%

区分	第一次産業	第二次産業	第三次産業	計	比率
平成 7 年度	9,015	17,260	37,555	63,830	100.0
(構成比)	14.1	27.0	58.8	100.0	
平成 8 年度	8,691	12,105	38,384	59,180	92.7
平成 9 年度	7,804	11,264	39,082	58,150	91.1
平成 10 年度	6,336	10,239	38,950	55,525	87.0
平成 11 年度	6,243	11,099	38,858	56,200	88.0
平成 12 年度	5,669	12,000	39,159	56,828	89.0
(構成比)	10.0	21.1	68.9	100.0	
平成 13 年度	5,858	11,094	39,476	56,428	88.4
(構成比)	10.4	19.7	70.0	100.0	(100.0)
窪川町	4,397	7,500	28,405	40,302	(71.4)
大正町	660	2,427	5,670	8,757	(15.5)
十和村	801	1,167	5,401	7,369	(13.1)

注) 「市町村経済統計」より

産業別には、第一次産業が約 59 億円 (10.4%)、第二次産業が約 111 億円 (19.7%)、第三次産業が約 395 億円 (70.0%) となっています。

町村別の総生産額 (県内順位) は、窪川町が約 403 億円 (14 位)、大正町が約 88 億円 (37 位)、十和村が約 74 億円 (44 位) であり、町村民 1 人当たりの総生産額は窪川町約 265 万円、大正町約 267 万円、十和村約 224 万円と県全体の約 313 万円とはかなりの開きが見られます。



(農業)

農業は、耕種作物では米、ショウガ、ピーマン、シシトウ、ミョウガ、スプレーマムなど、工芸作物では茶、葉たばこ、果樹ではクリ、ユズ、花きではシキミが栽培されており、畜産では窪川町を中心に肉用牛、乳牛、豚などが生産されています。

平成12年現在、農家数は3町村計で2,609戸(県全体の7.5%)、経営耕地面積は2,297ha(同10.0%)、農業産出額は約71億円(同約7.0%)となっています。農家1戸当たりの耕地面積は88アールと県平均(66アール)よりも広いものの、農家1戸当たりの農業産出額は272万円(県平均の91.3%)で、耕地面積10アール当たりの農業産出額は30.9万円(同87.3%)といずれも県平均よりも少なくなっています。

農道密度(1km<sup>2</sup>当たりの農道延長：平成14年度)は、窪川町493.5m、大正町164.7m、十和村135.5mで、窪川町は県平均(465.1m)より高いが、大正町と十和村は低くなっています。

表 農家数、農家人口及び経営耕地面積の推移

単位：戸、人、ha、%

区 分		合計	窪川町	大正町	十和村	
2000年	農家数	計	2,609	1,576	390	643
		販売農家	2,179	1,410	298	471
		自給農家	430	166	92	172
	農家人口		9,394	5,724	1,355	2,315
	経営耕地面積	計	2,297	1,737	245	315
		田	1,957	1,619	164	174
		畑	203	99	48	56
		樹園地	138	19	33	86
1995年	農家数	計	2,856	1,744	420	692
		販売農家	2,354	1,546	320	488
		自給農家	502	198	100	204
	農家人口		10,376	6,373	1,442	2,561
	経営耕地面積	計	2,450	1,839	276	335
		田	2,067	1,711	178	178
		畑	210	106	46	58
		樹園地	172	22	51	99
増減率	農家数	計	△ 8.6	△ 9.6	△ 7.1	△ 7.1
		販売農家	△ 7.4	△ 8.8	△ 6.9	△ 3.5
		自給農家	△ 14.3	△ 16.2	△ 8.0	△ 15.7
	農家人口		△ 9.5	△ 10.2	△ 6.0	△ 9.6
	経営耕地面積	計	△ 6.2	△ 5.5	△ 11.2	△ 6.0
		田	△ 5.3	△ 5.4	△ 7.9	△ 2.2
		畑	△ 3.3	△ 6.6	4.3	△ 3.4
		樹園地	△ 19.8	△ 13.6	△ 35.3	△ 13.1

注) 「2000年世界農林業センサス」「1995年農業センサス」より

## (林業)

森林の状況は、窪川町と大正町は人工林比率が高く、十和村では他町村に比べて天然林の比率が高いといった違いがみられ、林産物としては高幡ヒノキとシイタケが知られています。

平成12年現在、林家数は2,354戸（県全体の9.0%）、林業労働者数は256人（同13.9%）であり、1世帯当たりの保有山林面積は窪川町6.34ha、大正町12.41ha、十和村10.77haと、県平均（6.90ha）に比べて、窪川町は少ないが、大正町と十和村は多くなっています。

林道密度（1km<sup>2</sup>当たりの林道延長：平成14年度）は、窪川町414.9m、大正町499.0m、十和村578.4mで、十和村は県平均（554.8m）よりも林道密度が高いが、窪川町と大正町は低くなっています。

表 林家数、林業従事世帯員数及び保有山林面積の推移

単位：戸、人、ha、%

区 分		合計	窪川町	大正町	十和村	
2000年	林家数	計	2,354	1,264	477	613
		農家林家	1,786	914	326	546
		非農家林家	568	350	151	67
	林業従事世帯員数	677	182	176	319	
	保有山林面積	20,536	8,014	5,919	6,603	
1990年	林家数	計	2,522	1,323	488	711
		農家林家	2,061	1,063	352	646
		非農家林家	461	260	136	65
	林業従事世帯員数	1,082	408	246	428	
	保有山林面積	21,453	8,895	5,860	6,698	
増減率	林家数	計	△ 6.7	△ 4.5	△ 2.3	△ 13.8
		農家林家	△ 13.3	△ 14.0	△ 7.4	△ 15.5
		非農家林家	23.2	34.6	11.0	3.1
	林業従事世帯員数	△ 37.4	△ 55.4	△ 28.5	△ 25.5	
	保有山林面積	△ 4.3	△ 9.9	1.0	△ 1.4	

注) 「2000年世界農林業センサス」「1990年世界農林業センサス」より

## (水産業)

漁業は海面漁業と内水面漁業があるが、海面漁業は平成15年現在、経営体数が87体、漁業就業者数が145人、漁船数115隻となっており、中・小型まき網や定置網などを中心に、主にシイラ、イワシ、アジ、サバ、ビンナガなどの回遊性魚類を漁獲しています。

内水面漁業では、アユ、ウナギなどの魚類とエビ、カニの甲殻類を漁獲されていますが、鮎をはじめとする漁業資源の回復が課題となっています。

表 海面漁業の基本構造（窪川町）

単位：体、人、隻、%

区 分	平成15年	平成10年	増減率
経営体数	87	106	82.1
漁業従事者数	48	44	109.1
漁業就業者数	145	174	83.3
漁船隻数	115	147	78.2

注) 「漁業センサス結果」より

(商業)

商業は、個人経営の店舗が多いが、窪川町では、町外資本による量販店が進出しています。道の駅や直販所などでは一次産品と加工品などを中心に販売しています。

平成 14 年度現在、商店数は 423 店、常時従業者数は 1,500 人、年間販売額は 206 億円となっています。平成 6 年を 100 としてみると、平成 14 年は商店数が 81.2%、常時従業者数が 94.5%、年間販売額が 75.9%と、年間販売額は実に 4 分の 3 の水準に落ち込んでいます。人口千人当たりの卸小売業事業所数(平成 14 年)は、窪川町 21.36 事業所、大正町 17.55 事業所、十和村 15.99 事業所と、県平均 (16.58 事業所) と比べて、窪川町と大正町は多いが、十和村は少なくなっています。

人口千人当たりの一般飲食店数(平成 13 年)は、窪川町 5.55 事業所、大正町 2.97 事業所、十和村 1.71 事業所と、県平均 (4.28 事業所) と比べて、窪川町は多いが、大正町と十和村は少なくなっています。

表 商店数、常時従業者数及び年間販売額の推移 単位：店、人、百万円、%

区 分	窪川町	大正町	十和村	計	増減率	
商店数	平成 6 年	383	76	62	521	100.0
	平成 9 年	341	71	56	468	89.8
	平成 11 年	343	69	52	464	89.1
	平成 14 年	310	58	55	423	81.2
	構成比	73.3	13.7	13.0	100.0	
常時従業者数	平成 6 年	1,182	211	195	1,588	100.0
	平成 9 年	1,091	193	174	1,458	91.8
	平成 11 年	1,328	156	128	1,612	101.5
	平成 14 年	1,193	163	144	1,500	94.5
	構成比	79.5	10.9	9.6	100.0	
年間販売額	平成 6 年	23,426	1,805	1,962	27,193	100.0
	平成 9 年	20,250	1,850	2,212	24,312	89.4
	平成 11 年	20,141	1,734	1,502	23,377	86.0
	平成 14 年	17,546	1,689	1,417	20,652	75.9
	構成比	85.0	8.2	6.9	100.0	

注) 「商業統計調査結果」より

## (工業)

工業は平成 15 年現在、事業者数が 33 所、従業者数が 557 人、製造品出荷額等が 56 億円となっているが、平成 5 年を 100 としてみると、事業所数が 72.1%、従業者数が 57.7%、製造品出荷額等が 60.0%と大幅に減少しています。

業種別にみると、集成材などの木材加工のほか、菓子類、みそ、豆腐、茶飲料などの食品加工や飲料生産といった、地域の原材料を活かした事業所が目立っています。

表 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

単位：所、人、百万円、%

区分	窪川町	大正町	十和村	計	増減率	
事業所数	平成 5 年	45	14	9	68	100.0
	平成 10 年	44	10	9	63	92.6
	平成 11 年	35	9	9	53	77.9
	平成 12 年	37	11	5	53	77.9
	平成 13 年	31	10	7	48	70.6
	平成 14 年	29	9	7	45	66.2
	平成 15 年	33	9	7	49	72.1
	構成比	67.3	18.4	14.3	100.0	
従業者数	平成 5 年	978	132	144	1,254	100.0
	平成 10 年	792	83	137	1,012	80.7
	平成 11 年	666	79	129	874	69.7
	平成 12 年	615	104	91	810	64.6
	平成 13 年	509	91	89	689	54.9
	平成 14 年	540	87	83	710	56.6
	平成 15 年	557	88	79	724	57.7
	構成比	76.9	12.2	10.9	100.0	
出荷額等	平成 5 年	9,171	1,772	1,024	11,967	100.0
	平成 10 年	6,893	1,197	728	8,818	73.7
	平成 11 年	6,511	1,158	650	8,319	69.5
	平成 12 年	6,725	1,077	618	8,420	70.4
	平成 13 年	6,326	1,176	408	7,910	66.1
	平成 14 年	5,509	1,168	372	7,109	59.4
	平成 15 年	5,601	1,217	368	7,186	60.0
	構成比	77.9	16.9	5.1	100.0	

注) 「高知県の工業」より

## 8. 主な地域資源

	窪川町	大正町	十和村
観光施設・自然 景観など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清流四万十川</li> <li>・興津自然公園</li> <li>・森ケ内自然休養林</li> <li>・37番札所岩本寺</li> <li>・七子峠</li> <li>・小室の浜キャンプ場 (日本の海水浴場55選定)</li> <li>・松葉川林間キャンプ場</li> <li>・松葉川温泉ゆとりーむ</li> <li>・観光ぶどう園</li> <li>・三堰キャンプ場</li> <li>・興津・志和磯釣り</li> <li>・火振り漁</li> <li>・(サクラ、サツキ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清流四万十川</li> <li>・オートキャンプ場 「ウエル花夢」</li> <li>・リバーパーク轟</li> <li>・一の又溪谷</li> <li>・中津川風景林</li> <li>・轟公園</li> <li>・ふるさとの森</li> <li>・一の又溪谷温泉</li> <li>・大正温泉</li> <li>・下津井温泉</li> <li>・ウォーキングトレイル</li> <li>・火振り漁</li> <li>・(サクラ、サツキ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清流四万十川</li> <li>・地吉夫婦杉</li> <li>・龍王の滝</li> <li>・四万十川八景</li> <li>・こいのぼり公園</li> <li>・三島キャンプ場</li> <li>・ふるさと交流センター</li> <li>・健康とゆとりの森</li> <li>・十和温泉</li> <li>・柳瀬温泉</li> <li>・ライダーズイン四万十</li> <li>・火振り漁</li> <li>・(サクラ、サツキ)</li> </ul>
特産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショウガ</li> <li>・ピーマン</li> <li>・大豆</li> <li>・ニラ</li> <li>・ユリ</li> <li>・仁井田米</li> <li>・香り米</li> <li>・アユ</li> <li>・じんさい味噌</li> <li>・ときめきみそ</li> <li>・自然塩(黒潮伝説)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シイタケ</li> <li>・クリ</li> <li>・イチゴ</li> <li>・スプレーマム</li> <li>・アユ</li> <li>・酒</li> <li>・栗焼酎</li> <li>・相去味噌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シイタケ</li> <li>・茶</li> <li>・クリ</li> <li>・園芸野菜</li> <li>・マツタケ</li> <li>・アユ</li> <li>・栗羊羹、大豆羊羹、 茶羊羹</li> <li>・栗きんとん</li> <li>・手焼きせんべい</li> <li>・轟味噌</li> <li>・椎茸佃煮</li> <li>・夫婦漬</li> </ul>
史跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡神社</li> <li>・岩本寺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重文竹内家</li> <li>・熊野神社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十川駄場崎遺跡</li> <li>・広瀬遺跡</li> <li>・曾我ノ森遺跡</li> <li>・大道番所谷</li> </ul>

9. 広域行政・広域連携

組織名称	事業内容	構成市町村			
		窪川町	大正町	十和村	その他
高幡消防組合	消防、救急事務	○	○	○	須崎市、中土佐町 大野見村、葉山村 東津野村、梶原町
高幡西部衛生施設組合	ごみ焼却処理施設 し尿処理施設 廃棄物資源化施設 埋立処分施設	○	○	○	
高幡身体障害者療護施設組合	身体障害者療護施設の設置及び管理運営事務	○	○	○	須崎市、中土佐町 大野見村、葉山村 東津野村、梶原町
高幡西部特別養護老人ホーム組合	特別養護老人ホームの設置及び管理運営事務	○	○	○	大野見村
高幡広域市町村圏事務組合	広域行政事務 大野見青年の家の設置運営事務 須崎斎場の設置、運営、管理事務 介護認定協議会の設置運営事務	○	○	○	須崎市、中土佐町 大野見村、葉山村 東津野村、梶原町
土佐くろしお鉄道	沿線市町村と県の出資による第3セクター	○	○	○	関係市町村



## 10. まちづくりの方向と重点施策

	窪川町	大正町	十和村
将来像	世界に開かれた四万十 緑林文化都市・くぼかわ	花とロマンの里・大正町にみ んなでいっしょに暮らしま しょう	十和に生きる
目標人口	14,800人（平成22年）… 政策人口を804人上乗せ	3,528人（平成22年）… 政策人口を400人上乗せ	3,500人（平成20年）… 政策人口を263人上乗せ
重点施策	<p>1. いきいき地域産業集積プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全型農業推進プラン</li> <li>○循環型森林利活用・林業活性化プラン</li> <li>○環境創造型漁業推進プラン</li> <li>○工業活性化プラン</li> <li>○商業・商店街活性化プラン</li> <li>○観光活性化プラン</li> <li>○新規産業創出プラン</li> </ul> <p>2. 交流促進と人材育成プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○創造的人材・リーダー育成プラン</li> <li>○スポーツイベント創造プラン</li> <li>○芸術・文化創造促進プラン</li> <li>○情報活用等能力向上プラン</li> </ul> <p>3. 安全・安心の生活創造プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○快適環境創造プラン</li> <li>○市街地再開発プラン</li> <li>○ごみ減量・再資源化プラン</li> <li>○福祉社会創造プラン</li> <li>○行政改革・情報公開促進プラン</li> <li>○住民と行政の協働によるまちづくりプラン</li> </ul>	<p>1. 総合的な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村合併も視野に入れ、地方分権と広域行政への積極的な対応</li> <li>○高齢化、少子化を背景とする過疎化に対応する施策の総合化</li> <li>○情報化、国際化、交通基盤の整備による変化への素早い対応</li> <li>○地域自立を目指す地域福祉の推進</li> <li>○自然環境の保全、環境循環型の地域づくり</li> </ul> <p>2. 産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしい町を基本とした地域循環型の産業構造の構築</li> <li>○子どもと一緒に暮らせる豊かな町づくりをテーマに、全町民が参加する産業おこし</li> <li>○広域ネットワークを活かした営業活動の推進、全産業を連携させる「町民営業会議」</li> </ul> <p>3. 土地利用と施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域の公有地、遊休施設の見直しと有効活用</li> <li>○各地区の特色と可能性を生かした産業プロジェクトの推進</li> <li>○自然資源を活かした都市との交流の場の創出</li> <li>○地域の基礎となる集落の活性化と自助活動拠点の整備</li> </ul> <p>4. 情報化、地域間交流と個性豊かな地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の産業、教育、福祉に資する情報基盤の整備推進</li> <li>○広域連携のもと、就学前から小中高一貫した教育の町づくりの推進</li> <li>○生涯現役で学びあい、教えあえる、よろこびの町づくりの推進</li> <li>○近代遺産、文化財、そして自然資産を大切にす大正町を全国発信</li> </ul> <p>5. 住民の積極的な参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対話に基づく住民提案型の町づくり</li> </ul>	<p>1. たくましい産業の育つ村づくり</p> <p>1) 産業を育てる（産業に関する対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立地・資源・技術・伝統など村の特性を活かして特産品を育てる</li> <li>○地域・地区の特性を活かし、集落に芽生える「小さな志」を大事にする</li> <li>○生産・加工・流通を一貫する仕組みをつくり「地産地消」の村づくりを進める</li> </ul> <p>2) 住むための基盤をつくる（生活基盤整備の対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○くはたらく&gt;人口を増やす</li> <li>○十和の「住まい方」づくり、新しい「いなか暮らし」を支える</li> <li>○21世紀の暮らしに対応するために機能・施設を再編する</li> <li>○安全をみだし、安心をつくる</li> </ul> <p>3) 自然をつちかう（環境対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然と共生する環境循環型の暮らしと社会基盤づくりを進める</li> <li>○地方と都市が共生する交流の村づくりを進める</li> </ul> <p>2. 人を支える仕組みのある村づくり</p> <p>1) 健康福祉の総合文化をつくる（保健・介護保険の対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○村民みんなで健康意識を高める</li> <li>○地域福祉をコーディネートする機能と機関を確立する</li> <li>○障害を持つ人々も共にいきいきと暮らせる地域づくりを進める</li> </ul> <p>2) 安心を支える（医療・健康づくり対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○持続性のある安心と信頼の医療体制をつくる</li> <li>○高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進める</li> </ul> <p>3) 自然と暮らす（子育て・長寿対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すくすくと健康に子どもが育つ地域づくりを進める</li> </ul>

	窪川町	大正町	十和村
重点施策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画および事業の総合化と、官民連携の推進</li> <li>○情報公開と情報共有の推進</li> </ul>	<p>3. ほこりある教育文化の村づくり</p> <p>1) 村民みんなで学びあう(生涯学習の村づくりを基本とした学校教育の振興策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民合意をもとに、学校統合も視野に入れたより質の高い教育の提供を図る</li> <li>○保・小・中・高の連携教育と、地域・家庭内の教育力の向上を推進する</li> </ul> <p>2) 人を尊ぶ(人権の村づくり対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての人権を尊ぶ「やさしさのある村」づくりを進める</li> <li>○社会参加のできる環境を整備し、&lt;はたらく&gt;人口を増やす仕組みをつくる</li> </ul> <p>3) 自然に学ぶ(生涯学習の村づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然に学ぶ「気づきの学習」を村ぐるみで進める</li> <li>○世代間・地域間の交流のある生涯学習の村づくりを進める</li> </ul> <p>4. 村民一人ひとりの持っている力を出し合わせた自発的な村づくり</p> <p>1) 広域行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目的ごとに有機的な連携を図り、実効の伴う広域的行政に取り組む</li> </ul> <p>2) 地域情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に貢献する、より高度化された情報通信網の整備を図る</li> </ul> <p>3) 健全な行財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○10年先の行財政の姿を考えた効率的な運営を図る</li> </ul> <p>4) 計画実現のための実行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○村民と行政が一体となった事業プロジェクトの推進を図る</li> </ul>

### 第3章 計画策定の考え方

四万十川中流域にあるこの地域は、山地、台地、河岸段丘、河川、平地、海岸、海といった多様性が既にみられますが、例えば、同じ分類の山地でも、町村によって、地区によって、集落によってその状況に違いがみられるように、町村や地区での違いにも注目して現況課題を把握するようにします。同様のことは、農業においてもみられ、合併によってもたらされる多様性を活かす方向で振興策を検討することが大切です。

自然との多彩なふれあいと季節感のある暮らし、大らかでぬくもりある人間関係、そういう環境で織りなされてきた歴史・文化についても、よくよくみれば、それぞれの個性や特色といったことに気づくはずです。慣れ親しんだ地域とそこでの暮らしは、見ようによっては、あまりに当たり前で、人（外部の人）がそれにふれて喜び、ほめなければ、その有り難さや良さに気づきにくいものです。地区や集落の成り立ちや歴史、現況特性や課題にも十分目を向けて、それぞれの住民と懇談しながら活性化の方向と具体策を検討することします。

社会の成熟化、高度情報化、技術の高度化、国際化、少子・高齢化、過疎化などは高度成長期から引き続き進んでいますが、一方では、自然とのふれあい、いなか暮らし、伝統文化を求める人々、健康な食生活にこだわる人々が増えるなど、ふるさと志向の高まりなどもみられます。

こうした傾向を背景に 20 世紀末から 21 世紀にかけて、価値観の多様化と転換が急速に進んでおり、また、地域や住民が自己責任を強く求められるようになってきており、現代は、人々の元気度、地域コミュニティの力量が問われる時代であるといえます。

この地域でも引き続き、少子・高齢化、過疎化が進んでいますが、農山村から都市に移住した人たちや彼らの子孫たちは、中山間地域の自然や文化、田舎暮らし、産品やサービスに関心を高めています。また、ふるさとの重みも増してきているといえます。

このようなことから、地域の価値を見直し、暮らしの豊かさと人々の心の豊かさなどを再発見・再評価し、自らの手で情報発信する能力を高め、住み働く地域に誇りを持って継続的に情報発信する仕組みを整備・強化することが必要です。

多様多彩な交流、農林水産業を主軸に「横断的な」発想による地域の産業経済の再構築、自信を持って子育てのできる地域づくり、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域づくり、人間性と人間力を育む地域コミュニティと人々の暮らしの継承・発展、四万十川中流域に位置するまちとして流域圏全体に対して果たす役割などを意識しながら、将来構想と建設計画の策定を進めることとします。

## 第4章 新町の将来像

窪川町・大正町・十和村の総合計画に示されているまちづくりの理念や将来像は、次のとおりとなっています。

- 世界に開かれた四万十緑林文化都市・くぼかわ（窪川町）
- 花とロマンの里・大正町に みんなでいっしょに暮らしましょう（大正町）
- 十和に生きる（十和村）

四万十町を構成する3町村はいずれも、本地域の特色である豊かな自然環境に基礎をおき、人と人とのつながりや心の豊かさを大切にしながら、快適な生活環境の創造をめざしてきました。新町においても、地域住民一人ひとりが自然の恵みに感謝するとともに、この豊かな地域資源を次の世代に引き継いで行く気持ちを育てることが必要です。

すでにふれたように、四万十川中流域の2町1村が合併することによって、それぞれの特色ある自然と歴史・文化が多彩さと奥行きを増すことになります。

これらを保全・継承することはもちろん大切なことですが、21世紀という新たな時代環境のもと、地域の住民一人ひとりが広がった舞台に立って、自己実現と地域課題の解決のために行動を起こすことが期待されます。

この地域であるがままの暮らし、こだわりと誇りを持ったものづくり、大らかで温かいもてなしの心を持った人々はそのままでも素晴らしいものです。今は地域の人たちにとっては在って当たり前に見えることが見直されている時代です。

地域の一人ひとりが普段の暮らしの中にある素晴らしさに気づき、また現代的な意味を考えることを通じて、自信を持って今後活かす取り組みを推進することにより、人が生き生きとなり、地域が動き、輝きを増すことになります。

以上のことを基本として、新町の将来像を次のとおり定めます。

**山・川・海**

**自然が 人が元気です 四万十町**

として、

「まちづくりの基本理念」、「新町づくりの基本的方向（施策の大綱）」などに沿った施策や事業を推進・展開し、新たな発想で新町づくりに取り組んでいくこととします。

## 第5章 まちづくりの基本理念

### 1. 人と自然が共生し地域社会が持続的循環型で運営されていること

新町は、清流四万十川の中流域に位置しています。一部が土佐湾に面する海浜地域ですが、そのほかは、高南台地を中心とする農用地と、町域の北部から西部にかけての一带を中心とする森林地帯であり、市街地は窪川街分、田野々、昭和・十川などに形成されています。

なかでも、新町の北部から西部にかけての地域をはじめとする森林地帯は町域の9割近くを占めています。

四万十川は新町の町域のうち、窪川町の北部から南流して中心市街地に至り、そこから西流して大正町、十和村を経て西土佐村に至ります。また、数多くの支流の中でも最大級の梶原川は大正町の北部から南流して中心市街地で四万十川本流に合流しており、そのほかの多くの支川とともに、森林地帯等の降雨や地表水・伏流水を集めて、四万十川の水量を保っています。

この地域の恵まれた自然を守り、後世に引き継いでいくことはそこに住む住民の役割でもあります。新町においては、こうした自然環境を維持するために「森林」、「河川」等の環境保全と併せて、新エネルギー対策を進めることによって、地域全体で四万十川流域の緑と水と土を守り活用しながら、四万十川と背後の森林地帯を軸とする持続的循環型の新四万十づくりを進めます。

### 2. 人が元気で生き生きしていること

21世紀に明るい未来を切り拓いていくためには、新しいものを生み出すだけでなく、歴史や伝統の中から価値あるものを蘇らせることのできる豊かな感性や創造性が必要であり、多様な個性と価値観を認めることのできる開かれたこころが必要です。

新町は、性別・年齢・障害の有無などの固定観念や差別意識はもとより、日常生活のなかにある個人の自由な活動を妨げる心理的、物理的、制度的、歴史的等さまざまな垣根や障壁を積極的に取り除いていくことにより、個人の尊厳が重んじられるようにしていきます。

しかも、安全で安心できる生活やゆとりある環境のなかで、みんなが、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、生涯にわたって学ぶことにより、自己実現を図り、創意や工夫、自由な発想を生かしながら、新しい価値や技術を生みだしていきます。

これらの基礎が日々の暮らしの中にあることを思い起こし、その大切さと現代的な意義に気づき、自らの暮らしと地域の特性に自信を持って、業種や立場の違いを越えて連携・協働しながら前進していきます。

このように、一人ひとりが、生き生きと主体的に行動し、自発的・自主的に参画し共に支え合いながら、社会のさまざまな分野で大きな役割を担い、世界的にも貢献していく、常に人が元気で生き生きしている新四万十づくりを進めます。

### 3. 地域が動き輝いていること

地域としても、このように元気な人びとが自由に、生き生きとその創意や個性を発揮できるような環境と社会づくりが必要です。

新町では、情報を公開し、互いに夢を共有しあい、地域づくりのパートナーとして、目標と課題に向かって連携し協働しながらまちづくりや産業おこしに取り組みます。

その際、ものづくりやサービス供給の基本は、使う人・利用する人の立場に立って考え作業し供給することであるという、至極当たり前のことを当たり前に実行することとします。

また、こころの豊かさやゆとり、自然とのふれあいを大切にしていくため、四万十川をはじめ、海と海岸線、山地、台地や里山、河岸段丘などの自然を大切に保全し、景観や快適な生活環境を整備することにより、美しい地域を継承していきます。

さらに、地域の特性や歴史が息づく独自の文化をみがき、高めるなかで、個性あるまちづくりを進めていくとともに、地域の自然や文化を活用しながら、新しい発想で特色ある産業おこしを推進していきます。

こうした地域の魅力を求めて、さまざまな地域から人や企業が集まることにより、互いに触発し合うなかから、新たな価値が生みだされてくる、常に地域が動き輝いている新四万十づくりを進めます。

### 4. 地域内外の交流・連携が活発であること

新町の各地区間の境界、市町村境や県境はもとより、海外との障壁を超えて、さまざまな人や地域が交流し、互いに個性をみがきあい伸ばすことによって、独自の価値や機能を高めていきます。また、互いに連携し、補完し合うことによってそれぞれの抱える問題を広域的に解決していくとともに、それぞれが独自の役割を果たしながら、連携することにより、全体として大きな活力をもつ新四万十を創りあげていきます。

さらに、生活のすみずみまで、世界の情報が入り、世界の人々と関わり合うこれからの時代に、新町の町民は、広い視野と自覚を持ち、農業や林業をはじめ、文化、スポーツ、経済などさまざまな分野で積極的な交流に努めます。さらに、町民や行政が国際的な協力を行い、地域の特性を世界に向けて情報発信しながら、世界に通用する新四万十づくりを進めます。

その際、その地域の情報はその地域の住民と住民組織が主体的に把握し活用することが必須であり、外部社会から得られた情報とともに、自らの地域の情報をもとに暮らしや産業を見直し改善する能力を高めることとします。

このように、人や地域の交流を通じて、それぞれの個性や価値を高めるとともに、国内外に情報発信し、地域の連携を強めて互いに補完し合い、さらに、全体として交流・連携することにより、大きな力を発揮できる世界に開かれた新四万十づくりを進めます。

## 第6章 まちづくりの基本的方向（施策の大綱）

### 1. 人と自然が共生し地域社会が持続的循環型で運営されていること

#### （森林の整備・保全と環境に配慮したまちづくりの必要性）

森林資源が成熟するまでにはまだ多くの年月が必要であり、その間、収入があまり見込めない上に、間伐・除伐等に多大の労力と資金が必要とされるため、森林の整備が滞りがちです。しかし、森林を整備し適正な状態に保っていくことは、森林の生産物からの収入や、森林浴等の恩恵にあずかるために必要であるだけでなく、清流四万十川の流域環境を保全し多くの動植物との共生を図っていく上でも欠かせないことです。

また、地球温暖化や水質汚染など地球規模で環境破壊が進むなか、利便性や物質的な豊かさのみを追求するのではなく、環境に配慮したまちづくりが求められています。

#### （間伐材を含む木材の利活用）

新町では、間伐・除伐等の森林整備をはじめ、主伐材だけでなく、間伐材の積極的な利活用についても対応策を講じていきます。

#### （環境との調和を考慮した基盤整備）

地形・地理条件、住民の年齢や家族構成、人口密度など地区の状況に応じて、自然環境との調和、運用方法や維持管理等を考慮した社会基盤整備、住民や企業と行政が協働し一体となった環境負荷軽減、治山治水等の防災機能の強化などを推進します。

また、地域住民が安心して安全で快適な生活を送るために欠かせない上下水道などをはじめとした生活基盤の整備と公園・緑地、消防防災、情報通信網等の整備を計画的に行います。

#### （地球温暖化対策の推進）

石油や石炭などの化石燃料の大量消費や森林伐採などにより、地球温暖化が進み地球環境に深刻な影響を与えています。

地球温暖化を軽減するため、太陽光、風力、小水力、バイオマスといった新エネルギーの活用によって、地球環境への負荷が少ない、人と自然が共生し、環境と調和したまちづくりを推進します。

また、学校教育・生涯学習における環境教育、資源循環型生活（エコライフ）の実践を推進します。

#### （流域全体の視点に立った持続的循環型の地域社会づくり）

新町は、清流四万十川の上中流に位置し、町域での諸活動のあり方が河川水の流入する土佐湾に直接影響するという立地上の特性から、流域全体の観点から四万十川及びその支流の水質並びに周辺環境の保全に留意しつつ、持続的循環型の地域社会づくりを町是の基本として新町づくりを進めることとします。

### 2. 人が元気で生き生きしていること

#### （保健・医療・福祉の充実）

乳幼児、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心して健康に暮らすことができるように、保健・医療・福祉の一層の充実を図ります。

### **(健康づくりと疾病の予防・早期発見)**

新町の住民一人ひとりが規則正しい生活習慣の確立に努め、健康づくりに取り組むために、健康増進活動（栄養・運動・休養）の充実を図り、疾病の予防と早期発見に努めます。地域医療については、地域医療機関の役割分担と相互連携、国民健康保険診療所の機能強化を行うなど、地域保健・医療体制の充実を図ります。

### **(地域特性に根差した福祉施策)**

今後、本格的な少子・高齢化社会が到来するにあたって、お年寄りから子どもまで、また、障害者など、すべての人々がそれぞれの地域において安心して充実した生活を送れるようにするためにも、地域ボランティアの養成と活用に取り組むなど、地域の特性に根ざした福祉施策を展開します。

また、入所施設・通所施設の整備充実に努めることはもとより、高度な専門知識・技術を有する人材の養成・確保を推進し、高度化多様化する住民ニーズに的確に対応したサービスを提供するようにします。

### **(子育て支援の充実)**

少子化による児童数の減少とともに、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化など、家庭や地域における子育て機能が低下していることから、安心して子どもを産み育てることができ環境を整備します。

### **(地域の暮らしに誇りを持ち、自発的主体的な学習)**

新町の活性化を集落・地区レベルから図るために、すべての住民が地域とそこでの暮らしに誇りを持ち、自己実現のために必要な学習や経験を積み重ね知識・教養を向上させようとする主体的な取り組みを推進します。

### **(ゆとりある教育環境、たくましく豊かな人間育成)**

社会情勢が著しく変化するなかで、教育においては、不登校状態にある児童生徒などへの配慮が必要とされていることをふまえ、ゆとりある教育環境を整備することにより、一人ひとりの能力・個性を生かした教育を推進するとともに、たくましく心豊かな人間の育成に努めます。

地域特性を活かし個性的な学校教育と地域活動を推進する窪川高校と四万十高校を支援するとともに、住民や行政などとの連携の強化に取り組みます。

### **(生涯学習、芸術文化活動、生涯スポーツの振興)**

住民が社会の変化に対応し、自己の充実・啓発や生活の向上を図り、生きがいのある人生を過ごすための生涯学習の場や機会を提供するとともに、地域の伝統文化を守り育て、様々な芸術文化活動を展開できる環境を整備します。さらに、新町における地域間交流の推進や生涯スポーツの推進のためのスポーツ活動を振興します。

### **(住民同士の交流、伝統文化の継承・復活と新たな文化の創造への支援)**

新町においては、住民同士が交流し語り、生き生きとした生活を送られるよう、伝統文化の継承・活性化とともに、かつて地域のふれあい・交流に大きな役割を果たしていた伝統行事・文化行事の復活を図ることや、新時代の文化を創造する担い手の育成や人間性・創造性あふれる人づくり、住民主体の交流・生涯学習等に対して支援を行います。

### **(人権尊重、男女共同参画社会の実現)**

「21世紀は人権の世紀」といわれています。住民一人ひとりが人権を尊重する心を身につけ、日常生活での実践を目標とします。特に家庭や地域、学校や職場など、さまざまな場における生涯を通じた人権教育や啓発を推進します。また、社会的・文化的習慣の中でつくられた性差（ジェンダー）や固定的な性別役割分担意識の是正を図り、男女が互いを認め合い共に支え合う男女共同参画社会の実現に向け具体的な施策を展開します。



### 3. 地域が動き輝いていること

#### (農林業を基礎とする産業展開)

地域の活力を維持・向上させるためには、地域経済の基盤となる広域的な交流に支えられた産業経済の振興が必須の課題です。新町においては、農林水産業を基礎として、新たな発想から多様多彩な産業展開ができるような実践的な方策を講じます。

#### (農業の振興)

農業は窪川町が台地農業、大正町と十和村が山間地農業に大別され、それぞれ特色ある農業生産を行っています。

新町においてもそれぞれ地域の特性を活かし、地域に合った作物による農業経営の確立を図ります。

また、農産物をはじめ一次製品の付加価値向上をめざして、食品加工の開発と販路開拓を推進します。

#### (林業の振興)

林業は高幡ヒノキを中心とする優良材生産地としての育成を図るとともに、森林組合を中心とした素材・供給体制の整備を推進し、加工流通体制を強化することとします。

シイタケ生産については、地場産業としての復活をめざして品質の向上やブランド化など、総合的な振興を図ります。

さらに、森林が持つ多目的な機能、すなわち水源かん養機能、防災機能、保養機能等の森林資源の総合的な保全・充実を図ります。

#### (水産業の振興)

水産業は、海面では土佐湾を利用した定置網漁業や沿岸漁船漁業などが行われており、漁業経営の安定のために、資源管理型漁業を推進するとともに、漁獲物の付加価値向上のための取り組みを強化します。

内水面漁業では、アユをはじめとする四万十川の漁業資源の回復を図ることなどを通じて河川漁業の振興を図るとともに、豊かな自然環境を生かし、体験型観光や農林業と連携した地域振興を推進します。

#### (商業の振興)

商業については、近年のモータリゼーションの発展と相俟って、買い回り品をはじめとして購買力の広域移動・域外流出が顕著になってきています。

新町の商業活動を活性化させるには、中心市街地の再生と商業活動の活性化、山間集落拠点の商業集積の再編・活性化をめざすとともに、山間地域などの高齢者の購買を支える仕組みづくりを進めます。

#### (工業の振興)

工業については、育ちつつある森林資源や近年まで主に生鮮出荷してきた農林水産品の付加価値向上を促進するためにも、木材・木質系産業や食品産業の振興は不可欠です。

木材・木質系産業については、間伐材の積極活用、木材の付加価値向上などを促進し、食品産業においては、地域の暮らしと文化の視点も含めた柔軟かつ幅広い振興策を講じていきます。

#### **(観光の振興)**

観光については、清流四万十川という全国的に注目されるブランドがありながら、自然の特性や受入態勢の未整備などのために、季節型・通過型となっている傾向が見られます。

今後、通年型・滞在型への転換を図ることが重要であり、そのためには、各地域の豊かな歴史的・自然的観光資源のネットワーク化を推進するとともに、観光・交流施設等の整備を促進します。また、レクリエーションに関するイベントの開催や施設の整備により、交流の拡大を促進します。

#### **(雇用・就労の促進)**

新たな就労の場づくりを進めるとともに、新卒者やU・J・Iターン者などの定住希望者に対して、雇用・就労のあっせんに努めます。

### **4. 地域内外の交流・連携が活発であること**

#### **(交通基盤・機能の整備、高度情報化への対応)**

新町の発展のためには、道路交通網の整備、公共交通の底上げなどの課題があり、高度情報化に対応するための基盤整備も急がれます。

新町においては、交通基盤の整備促進と公共交通機能の確保・底上げ、交流施設・機能の整備充実に努めるとともに、ケーブルテレビ（CATV）とそれを活かした各種の活動が展開するように、新町全体を対象とした情報基盤を拡充するとともに、新たな運用方法の充実に推進します。

#### **(住民のまちづくりへの参加と行政との協働、住民自治の確立)**

まちづくりの各分野では、自立した住民による主体的なまちづくりの活動が不可欠となります。

「自治とは、自分たちのことは自分たちで処理すること」を基本とした自己決定、自己責任の体系であるという基本原則から、これまでの行政が主導的に担ってきたまちづくりから、住民が主体となって考え、行動し、それを行政が支えるという「住民と行政との協働のまちづくりの仕組み」を構築し、住民自治の確立を推進します。

住民、NPO（民間非営利団体）、企業等と行政との協働・連携、役割分担のもとに、目標課題の円滑な実現をめざします。

#### **(行財政運営の効率化)**

行財政運営の効率化を進めるとともに、職員の意識高揚と能力向上を推進することによって、住民に高度な行政サービスを提供する体制を整備することとします。

## 第7章 土地利用ゾーニングと地区別整備方針

### 第1節 土地利用ゾーニング

#### 1. 土地利用ゾーニングの必要性

土地は現在及び未来の地域住民のための限られた資源であり、様々な活動に不可欠な基盤です。一義的には、所有者の財産として位置づけられますが、その利用方法によっては周辺に大きな影響を与える恐れもあり、社会的財産としての位置づけも必要です。

土地利用上の問題への対応や地域の特性、実情に合った合理的な土地利用を図るためには、あらかじめ土地利用の基本的な利用方針、管理計画を定めておくことが必要です。本章では、新町域を地形的特性等によりゾーン分けし、それぞれのゾーンにおける特徴及び土地利用の方針、整備方針を示します。

新町における土地利用では、「暮らしから生まれる環境負荷の低減」と「環境の創造・再生」を基礎として、四万十川中流域としての責任を果たして行くことが必要です。なお、新町においては、更に詳細な土地利用計画を策定し、制度的に取り組んでいくことが必要です。

#### 2. 合併による土地利用の効果

合併による土地利用上の効果としては、例えば、道路や沿道整備を一体的に行うことによって、計画的な生活基盤の整備が可能になり、地域イメージの向上、環境に配慮した農業の展開・産地化、広域的・一体的な環境問題対策や観光振興といった取り組みが進めやすくなる等の効果が期待できます。

#### 3. 新町の拠点とゾーニング及び都市軸

新町のゾーニングは、5つのゾーンと4つの生活サポート機能拠点で構成されます。新町の骨格を視覚的に表現するために河川と道路を元にした都市軸を表示しています。

##### (1) ゾーニング

- 四万十川本流ゾーン：四万十川の両岸空間として形成
- 広域連携拠点形成ゾーン：窪川地域中心市街地、インターチェンジ予定地周辺として形成
- 台地の恵みゾーン：四万十川の上流から中流の台地部として形成
- 海の恵みゾーン：新町の東部に位置する海岸部として形成
- 山の恵みゾーン：主に大正・十和村地域の中山間部として形成

##### (2) 生活サポート機能拠点

- 窪川地域中心市街地地区
- 大正地域田野々地区
- 十和地域昭和地区
- 十和地域十川地区

##### (3) 都市軸

- 四万十風形成軸：新町のアイデンティティを確立する軸
- 四万十交流形成軸：鉄道、道路等の交通基盤により確保される人の移動・交流軸

## 4. ゾーン別特性と整備方針

### (1) 四万十川本流ゾーン（四万十風格形成軸）

「景観 10 年、風景 100 年、風土 1,000 年」と言われるように、現在の姿は長年の積み重ねによって出来上がったものであり、新町の骨格となる四万十川本流と支流そのもの及びそこで展開される暮らしは、町民共有の財産として保護されるべきです。四万十川を原風景として次世代に引き継ぐことこそ、現在の住民が成すべきことであり、より一体的な風格ある四万十川を創造するための環境保全、景観保全、風景保全、風土保全が行える土地利用を進めます。

#### (整備方針)

- 集落景観、沿道景観、親水性のある河川敷整備や遊歩道の整備・改善を進めます
- 森林や川面により形成される流域の特徴ある風景の保全を進めます。
- 神社・仏閣等の歴史的建築物、祭りや伝統芸能等の生活文化、伝統漁法、ものづくり等の生活技術の保全を進めます。
- 沿道に立地する観光用トイレの整備・充実及び徹底した排水対策を進めます。

### (2) 広域連携拠点形成ゾーン（街分、郷分）

現在の窪川町中心市街地地区及び、高速道インターチェンジ予定地周辺を広域連携拠点形成ゾーンとします。

窪川町中心市街地地区は、歴史的に交通の要衝、政治・経済の中心地及び生活関連商業地として形成されてきましたが、大型店やコンビニエンスストアの出店が相次ぎ、商店街は沈滞化が進んでいます。また、生活排水や事業所排水が四万十川の支流である吉見川の水質悪化の一因となっている問題があり、生活環境改善・整備地区としての土地利用を進めます。

さらに、JR 窪川駅・土佐くろしお鉄道窪川駅が立地し、四国霊場 37 番札所岩本寺等、来訪者が多く訪れ、車以外での移動手段が求められる地区でもありますが、駅舎の老朽化対策、安全な歩行空間の整備、地域イメージを確立できる景観形成等の課題を解決できる土地利用も進めていきます。

一方、インターチェンジ予定地周辺は、地域の特産品が集まる「道の駅めぐり窪川」が立地しており、一次産品生産者、加工者と来訪者との交流を進め、顔の見える産地を PR することが期待されます。また、高速道路開通により生まれる、流通面でのメリットを最大限引き出し、第一次産業振興の一助となる流通業務地区としての土地利用を進めます。

#### (整備方針)

- 人が住む中心市街地として生活環境整備を進め、人に優しいまちづくりを進めます。
- 観光産業の育成と、観光交流拠点としての街並み再編を進めます。
- 高速道路インターチェンジへのアクセス道路整備及びインターチェンジ周辺の業務用地整備を進めます。
- 地域ぐるみで吉見川に与える負荷の低減を図り、ホテルの飛ぶ川への再生を進めます。

### (3) 台地の恵みゾーン（仁井田、東又（台地部）、松葉川、立西）

このゾーンは、四万十川の上流から中流域の平均標高 230m の台地部であり、県内でも有数の耕地を持ち、古くから仁井田米の産地として有名です。野菜の栽培や畜産などが盛んで、特に、ショウガ、大豆は作付面積・収穫量においても県内一を誇り、肉用牛・養豚の飼育頭数も県内第一位の産地となっています。一方で、畜産排水による水質汚染が課題となっており、仁井田川、東又川の環境改善、農用地の循環的・持続的な利用を前提とした田園型土地利用を進めます。

また、県立農業大学校窪川アグリ体験塾、環境保全型畑作振興センター等の施設の活用、農業研修生の受け入れ、空き家、休耕地の活用、転作農地の有効活用等の土地利用を進めます。

#### (整備方針)

- 四万十川への環境負荷を低減できる持続的で環境に配慮した集落営農や、高齢化に対応した支え合い農業を進めます。
- 県の農業関連施設と連携し、新規農業者の育成を地域ぐるみで進めます。
- 作るだけの農業から、売る農業の視点を加え、市場マーケティング、新商品開発、ブランド化等、農業の発展と個人所得の向上を進めます。

#### (4) 海の恵みゾーン（東又（志和地区）、興津）

新町の東部に位置する海岸部の志和地区、興津地区では、葉タバコの生産や温暖な気候を利用して、出荷額が10億円を超える施設栽培（ピーマン・ミョウガ）が行われており、これらの活動を推進する土地利用を進めます。

また、海水面漁業として主に沿岸漁業が行われていますが、後背の森林から供給される水が、適正な水質を確保した上で海面に流されるよう配慮をし、海水面においても、海洋資源を保護し、水産業の活動を阻害しない水利用を進めます。

興津地区は、日本の水浴場88選の1つであり、全国的にも珍しい土用竹の生け垣集落が残る地区です。海浜地区と集落地区の景観づくりを一体的に進めるための土地利用を進め、体験型漁業などのブルーツーリズムとの連携を図っていきます。

##### (整備方針)

- 既存道路の改良を促進し、中心地への時間距離短縮を進めます。
- 南海地震による被害の低減に向け、津波堤防の設置、避難路整備や避難場所の設備充実等の対策を進めます。
- 集落景観の整備、体験漁業等海を活かした地域振興（ブルーツーリズム）を進めます。
- 海水への環境負荷低減のため、生活・農業排水対策を進めます。

#### (5) 山の恵みゾーン（大正地域、十和地域、立西、松葉川）

四万十川を構成するいくつもの支流を抱えるこのゾーンは、山林としての土地利用が多い地域で、環境資源としての森林と産業資源としての森林とのバランスを保った土地利用を進めていきます。

また、大正地域、十和地域では、地形的な制約があるものの、シシトウやイチゴなどの農産物、しいたけ等の特用林産物、スプレーマム、傾斜地を活用した茶栽培及び茶飲料の商品化、環境保全型農業による庭先農業の普及及び都市部への出張販売等特徴的な取り組みがされており、これらの取り組みをさらに支援するため、山間地農業の活性化につながる、きめ細かな土地利用を進めます。

##### (整備方針)

- 木材加工流通拠点の整備や木材のブランド化、町有林の積極的な活用等により、基幹産業としての林業を確立します。また、シイタケ王国の復活をめざした生産・販売を促進します。
- グリーンツーリズムやオーナー制度等、あるがままの地域の農や暮らしを売り出す取り組みを進めます。
- 全地域的に、生産者の顔が見える環境に配慮した農業に取り組み、庭先農業による作物などにも付加価値をつけ、都市部への販売を進めていきます。
- 四万十川の水質対策のため、水質汚染問題の啓発、集落毎の排水設備の整備、農業排水対策を進めます。
- 安全性に配慮した幹線道路の改良を進めます。（国道439号等）
- バスや鉄道等の公共交通及び施設の充実を図ります。

#### 5. 生活サポート機能拠点（街分、田野々、昭和・十川）

旧町村役場所在地周辺で形成されるこれらのゾーンは、道路や駅舎等の生活・交通基盤がある程度整っているため、商業、行政、福祉等の新町の生活をサポートする拠点として、また各地域の玄関口として多面的複合的な機能を備えた地区としての土地利用を進めます。

## 第2節 地区別整備方針

### 1. 十和・西部地区

十和・西部地区は、四万十川本流、国道381号、JR予土線が横断し、宇和島方面への玄関口で、十和村役場周辺に立地する住宅地、商業地と、支川沿いに点在する集落で形成されています。森林は民有林が多くを占め、支川沿いには炭焼き窯が見られます。

産業では、昭和50年代に生産量日本一であったシイタケ栽培を復活させようとする動きがあるとともに、平成14年制定の「十和村山の暮らし条例」では、林業の進むべき方向が一定示されました。茶生産が盛んで、広井茶生産組合が、「しまんと緑茶」「しまんとほうじ茶」をペットボトル飲料として商品化しています。女性達の活動も活発で、「十和村地産地消（産直活動）運営協議会」が、学校給食や観光ホテル・旅館への食材供給、都市部量販店で農産物の出張販売を行っています。

昭和49年以来、十川で毎年春に行われている「鯉のぼりの四万十川渡し」は全国的に有名で多くの観光客を集めます。古城、大道、十和小学校、大道中学校が休廃校になり、高齢化が進んでいますが、広瀬・井崎、地吉、奥大道での取り組みを皮切りに、独特の生活技術や生活そのものを見直し、地域の力を引き出す中で、グリーンツーリズムへの取り組みも進みつつあります。

#### (地区づくりの方向)

- 森林資源の有効活用推進と森林の持つ公益的機能の維持、「山の暮らし条例」の定着化を推進します。
- 農林水産業振興と商品開発、地産地消やグリーンツーリズムを連動させて推進します。
- 空き校舎や空き家等の改修・活用による、定住住宅の整備や都市山村交流を推進します。

### 2. 十和・東部地区

十和・東部地区は、四万十川本流、国道381号、JR予土線が横断し、十和村役場支所周辺に住宅地、商業地が立地し、国保診療所、保健センターの保健・医療機能があります。野々川、里川川沿いにも集落は点在しており、大井川には一定のまとまった農地が拓かれています。森林は、西部地区よりも国有林の占める割合が高くなっています。

観光情報拠点ふるさと交流センターや三島キャンプ場等があり、河川敷のレジャー利用ができる地区で、夏のレジャー期には多くの観光客・キャンプ客で賑わいますが、『お金を落とさずゴミ落とす』の言葉からは、観光客の多さの割には経済的効果が見えにくい状況が感じられます。三島、茅吹手、里川の4つの沈下橋、独特な瀬、国道から見る集落、釣り人、川漁師のいる川風景は四万十川中流域の代表的な風景と言えます。

『昭和のおにぎり屋さん』の住民提案のように、地域産品を加工して提供したいという女性グループがあります。

#### (地区づくりの方向)

- 森林資源の有効活用推進と森林の持つ公益的機能の維持、山の暮らし条例の定着化を進めます。
- 山間地農業・農産物加工の推進拠点を整備します。
- 農林水産業振興と商品開発、地産地消やグリーンツーリズムを連動させて推進します。
- 空き家等の改修・活用、ふるさと交流センター等の交流拠点の充実による、定住住宅の整備や都市山村交流を推進します。

### 3. 大正・北部地区

大正・北部地区は、栲原川、中津川等に沿って集落が分散して形成され、土地のほとんどは森林で、中津川、下道・下津井の奥は国有林が多くを占めています。

下津井では、1日3本のバスがあるものの、冬凍結する国道439号を買い物や病院、出荷作業のために、自ら運転する高齢者もいます。地区全体で独居老人が多く、日常生活の支援や安否確認をどうするかという課題もあります。

ホテルの群生地でもあり、「ホテル祭り」は広く知られ集客力があるイベントとなっています。このほか、自然の特徴を活かしつつ、遊歩道（ウォーキング・トレイル）が下道～下津井間に整備されたり、「奥四万十自然体験村」として体験メニューが考案されたりしています。また、都市住民とクリのオーナー制や米等の直接取引をする中で都市村交流が進んでおり、奥地にあることを逆手にとった地域づくりが進んでいます。

中津川は、どろんこ祭り、山野草、昆虫、風景林等、ログハウスづくりの職人、空き屋や空き校舎等グリーンツーリズムに活用できる様々な地域資源があるとともに、農家民宿が人気を呼んでいます。

#### (地区づくりの方向)

- 「奥四万十自然体験村」のブランド化と情報発信を推進します。
- 農林水産業振興と商品開発、地産地消やグリーンツーリズムを連動させて推進します。
- 空き校舎や空き家等の改修・活用を検討し、週末住宅、定住住宅の整備やファームステイ受入農村生活体験など都市山村交流を推進します。
- 支え合いによる緊急患者輸送の体制整備を進めます。

### 4. 大正・中部地区

大正・中部地区は、国道381号と439号の分岐、最長の支川栲原川が四万十川本流と合流する地点にあり、大正町役場周辺の住宅地、商業地と葛籠川沿い等に点在する集落で形成されています。轟公園、リバーパーク轟、オートキャンプ場「ウェル花夢」、大正温泉、一ノ又溪谷温泉等のレジャー、宿泊施設があるほか、多目的文化センター「きらら大正」、集成材加工工場、県立四万十高校、道の駅四万十大正等、教育・産業・公共施設がある程度まとまった範囲に立地し、公共下水道の整備も進めています。また、医療施設の国保直営田野々診療所が平成17年3月に貯木場跡地に完成する予定で、旧建物については、高齢者支援ハウスとして活用されます。

商業は、住民の生活圏の広がりから、商店街の利用が減少するなど厳しい状況が続いているとともに、来町者ニーズに対応できていない等の課題もあります。しかし、栗焼酎が全国的にヒットしている蔵元や地元資源を活用した自然エネルギー及び環境事業に取り組む住民出資の事業所等、特徴的な企業も見られます。

女性グループが廃油を活用した石鹼づくりを行っているほか、生ゴミの堆肥化も行われていますが、収集できる生ゴミの量がまだ少なく、広めていくには地域へのPRが必要です。

#### (地区づくりの方向)

- 酒蔵トラスト等、地酒づくりを通じた地域おこしを推進します。
- 天然石鹼づくり、生ゴミ堆肥化の推進と、地区での消費を推進します。
- 四万十高校と住民、企業、行政との連携を強化し、新町の環境課題に対して、より専門的に関われる高校づくりを支援します。
- 農林業・商業一体となった、道の駅の活用を推進します。

## 5. 大正・東部地区

大正・東部地区は、窪川町と接する位置にあって、四万十川本流、国道 381 号、JR 予土線が横断し、四万十川本流、相去川、打井川沿い等に集落が点在しています。町営住宅のある北ノ川地区では、若い人たちの姿が見えるものの、他の集落では高齢化が進んでいます。

北ノ川では林業木材団地の整備が進められると、町産材及び周辺地域産の集材拠点としての役割が見込まれています。農業は、I ターン者等がスプレーマムの生産を盛り上げており、大正町が産地として知られているシイタケやクリの産地としても重要な役割を果たしています。

「市ノ又は 6 軒しかなく、集落の力が出てこない」という実感や、打井川小学校の休校等、地域には危機感が感じられますが、人を受け入れる地域になることで、活力を取り戻そうとする動きが見られます。

### (地区づくりの方向)

- 四万十ヒノキのブランド化、木材の地産地消や加工商品化、山土場の整備・活用を推進します。
- 打井川小学校校舎の再活用策の検討を検討します。
- 「花とロマンと里」の中核としてスプレーマムの産地化を推進します。
- 地元料理のバイキングやお弁当づくり・販売、ジャム（イチゴ、モモ）、焼き肉のタレ等、地域の特産品づくり・販売を推進します。

## 6. 窪川・立西地区

窪川・立西地区は、窪川町の西部に位置し、地区北部は国有林で、四万十川本流、井細川に沿って集落が形成されています。また、折合のモミジ、桧生原のシイノキ、逆島の自然のフジやカズラ、サカシマツツジなどふれ合える自然の花木が豊かな地区です。

天の川には、斎場、ゴミ処理施設等の公共施設が立地しています。四万十川本流には、家地川ダム（佐賀取水堰）があり、佐賀町に発電用水を送水しています。

地区の高齢化が進んでおり、農業の後継者問題が深刻化していますが、寺野の女性グループが飲食店営業許可を取っており、それを活かして「地域の製品の加工や農村レストランをしたい」や、「地区で行われなくなった行事を復活させ、都市農村交流を行いたい」という地区の意向があります。

### (地区づくりの方向)

- 新規就農者に対して、地域ぐるみで農業の技術や生活面でのサポートを推進します。
- 地域の資源を活用した都市農村交流に取り組みます。
- 集落営農や農産物加工を推進します。
- ガラス工場の設置などによりリサイクルセンターの付加価値化を推進します。



## 7. 窪川・街分／郷分地区

窪川・街分地区は、窪川町役場を中心に、住宅地、商業地が比較的まとまって立地しており、四国霊場第37番札所岩本寺の門前町として発展してきました。また、国道56号と国道381号が交わり、JR窪川駅・土佐くろしお鉄道窪川駅があるなど、県西部の交通の要衝でもあります。市街地の河川の汚染対策として、吉見川、琴平川などの3箇所にて四万十川方式（自然循環型水処理システム）を設置し、水質の浄化を図っています。

既存商店街は、一定の集積があるものの、購買力の低下と流出等により、厳しい状況ですが、子どもが参加できる金太郎夜市の開催など、賑わいの創出を図っています。また、みどり市は品数が豊富で、買い物客で賑わい、新しいものづくりの進展、高齢者の生きがいとなっています。四万十農業協同組合女性部が起業化をめざし発足させた「ときめき家」では、町内産の大豆、にがりを使った豆腐や味噌づくりを行っています。

郷分地区は、街分地区を取り囲み、四万十川本流より北部は主に山林で一部に国有林があります。神の川、弘川、小久保川、若井川、仁井田川が本流に注ぎ、見付川は吉見川と合流し本流へ注いでおり、それら支川沿いに集落が形成されています。

産業は農業が中心ですが、山地酪農も見られます。町内で最も国営開拓農地の多い地区で、宮内には、町内で唯一農業集落排水処理施設が整備されています。神の西では、窪川産の大豆を使った「じんさい味噌」等の加工品づくりが行われています。中村市方面の国道56号の山側には野球場・テニスコートを備えた窪川町運動場があります。

### (地区づくりの方向)

- 市街地・商店街の活性化を図るため、門前町再構築プロジェクトや駅前整備を検討します。
- 高速道路インター予定地周辺と一体的に広域交流拠点としての整備を進めます。
- 河川の水質環境を改善し、ホテルの飛ぶ川への再生に取り組みます。
- 高齢者の住みやすいまちづくりを推進します。
- 生徒の自発的な地域活動を促進するなど個性的な高校づくりを進める窪川高校の取り組みを支援します。
- 商業者と農林漁業者の交流促進による、地産地消に取り組みます。
- 新しい商店街づくりと併せて、門前町として一体的な整備を推進します。
- 国営開拓農地の活用による新規作物導入と付加価値化（ブドウ・ワイン）を推進します。

## 8. 窪川・松葉川地区

窪川・松葉川地区は、四万十川本流が南北に流れ、主に県道19号線・322号線沿いに集落が形成されており、日野地のほぼ全域が国有林です。生活面では、人口減少、高齢化から、地区の文化行事の実施が困難であるとか、出役する人が固定化されるなどの課題があります。

産業は農業が中心で、Iターン者も多く見られる地域で、ほ場整備もほぼ完了していますが、新規作物の導入、畑作振興がこれからの課題です。また、町内で肉用牛生産が最も盛んな地域でもあります。

湯治場・松葉川温泉は江戸時代より霊泉として知られていますが、この他、北辰の館、三堰キャンプ場、松葉川林間キャンプ場、貯木場跡を活用した桜公園等の観光施設・資源があります。

### (地区づくりの方向)

- 支え合い農業、集落営農の推進及び労働集約型農業への転換を推進します。
- 加工品づくりと販売の情報発信を推進します。
- 新規就農者に対して、地域ぐるみで農業の技術や生活面でのサポートを推進します。
- 松葉川温泉の湯治場としてのPR、藩政期のヒノキや花木（サクラ、エンコウツツジ等）を活かした観光振興や休耕地を活かし市民農園（クライナガルテン）の整備を推進します。

## 9. 窪川・仁井田地区

窪川・仁井田地区は、窪川町の玄関口にあたり、南北に国道 56 号と J R 土讃線が縦断しており、それらに並行して、今後 10 年間程度のうちに四国横断自動車道が整備され、地区の南端に窪川インターチェンジ（仮称）が設置される予定です。国道 56 号に並行して仁井田川が流れ、農地が広がっています。国道沿いには、「道の駅めぐり窪川」等の飲食・販売店が数多く立地し、仁井田川、奥呉地川沿い等に住宅が立ち並んでいます。

産業は農業が中心で、窪川町代表米の「仁井田米」を初めてブランド化に取り組んだ地区です。影野集落を拠点に行われている集落営農は、県下初の「一集落一農場」の取り組みとして知られ、徐々に広がりを見せています。

### (地区づくりの方向)

- 高速道路インターチェンジ周辺地域を中心に、広域交流拠点の整備を推進します。
- 支え合い農業、集落営農の推進及び労働集約型農業への転換を推進します。
- 新規就農者に対して、地域ぐるみで農業の技術や生活面でのサポートを推進します。
- 食品産業振興と食品の材料生産など、減反地の活用を推進します。
- 高齢者でも作れる作物の栽培と特産品の開発を推進します。

## 10. 窪川・東又地区

窪川・東又地区は、窪川町の東部に位置し、台地部と海岸部があります。台地部では、いくつもの支川沿いに集落、田畑が形成されています。西端にはゴルフ場があります。

産業は台地部の農業では、米、ニラ、ハウスではイチゴ等が栽培され、また転作品目として大豆の栽培等が行われており、興津で生産されたにがりを使った豆腐、納豆等の商品化が進んでいます。また、畜産（養豚・酪農）も盛んですが、畜産排水による水質汚染対策が課題です。

沿岸部の志和では葉タバコの生産のほか、昆布の養殖が行われています。一方で、南海大地震による影響が必至で、避難路の整備等、地域全域の防災対策が急務となっています。

黒石は、スポーツ施設及び商業集積が見られ、県立農業大学校窪川アグリ体験塾が開講され、就農者の卵が育っています。この地区にある環境保全型畑作振興センターとの関係による環境保全型農業の振興がこれからの課題です。

### (地区づくりの方向)

- 新規就農者に対して、地域ぐるみで農業の技術や生活面でのサポートを推進します。
- 支え合い農業、集落営農の推進及び労働集約型農業への転換を推進します。
- 東又川への農業・畜産排水対策を推進します。
- 県立実践農業大学校跡地の活用策を検討し、台地農業・農畜産加工の推進拠点を形成します。

## 11. 窪川・興津地区

窪川・興津地区は、窪川町の海岸部に位置し、主に漁港周辺に集落が形成されている漁村集落で、台地部とは標高差が 200 メートル以上あります。公共交通は、1 日に 4 便のバスがあるものの、マイカーの所持は必須であり、自動車道としては、峠越えのカーブの多い道路が 1 本あるのみで、通勤や鮮魚の搬送に時間がかかるほか、緊急時の移動・脱出の困難さが目にみえています。

産業は漁業と農業が中心で、漁業は、定置網漁、巻き網漁等の沿岸漁業によって、シイラ、マグロ、ブリ、アマダイ、イセエビ等が漁獲されています。農業では、ハウス栽培によるピーマンやミョウガの生産が盛んです。また、海水を利用した天然塩づくりやにがりの生産が行われています。

三崎半島を主体として県立自然公園地域に指定されており、興津小室の浜海水浴場は、環境省の「日本の水浴場 88 選」の 1 つで、水質は常に AA を維持。毎年ビーチバレー大会が行われています。また、全国的にも珍しい土用竹の生け垣集落が残されています。海は、浜からも見えるほど、鯨が一番近くで見える場所で、一本釣り、マグロ延縄、シイラ漁の名人等、漁業における生活技術や名人が豊富で、ブルーツーリズムに活かせる生活技術や生活職人が存在しています。

一方で、南海大地震による津波等の影響が必至で、避難路の整備等、地域全域の防災対策が急務となっています。

### (地区づくりの方向)

- 南海地震による被害低減のための津波対策、避難対策等を促進します。
- 既存道路の改良を促進することによって、国道への時間距離を短縮します。
- 施設園芸の拡大・振興を推進します。
- 体験漁業等、海を活かした地域振興（ブルーツーリズム）を推進します。
- 海水への環境負荷低減のため、生活・農業排水対策を推進します。

## 第8章 重点プロジェクト

新町の将来像の実現と、地域の発展に大きく寄与する事業については、「重点プロジェクト」として取り組んでいきます。

### 1. 四万十川との共生プロジェクト

#### 【推進プロジェクト】

##### (河川環境の保全)

- ①河川一斉清掃の推進、河岸の自然の保全
- ②四万十川方式の拡充・整備、浄化槽の普及、公共下水道、集落排水整備事業などによる水質浄化
- ③家地川ダム及び津賀ダムの撤去を求める取り組みの推進

##### (森林の保全)

- ④森林の適正管理の推進、支援制度や緑のボランティアなどの導入推進
- ⑤広葉樹の育林推進とその利活用の促進

##### (環境負荷の軽減・新エネルギーの調査・導入)

- ⑥公共事業における自然環境に配慮した工法の活用
- ⑦地域エコエネルギーの可能性調査の実施と導入の検討

##### (自然とのふれあいの増進)

- ⑧自然とふれあう昔遊びの復活、新たなレクリエーションの創出

##### (環境と共生する生活スタイルの実践)

- ⑨資源循環型生活（エコライフ）の実践
- ⑩学校・地域での環境教育の推進
- ⑪新町あげての水を考えるまちづくりの推進

##### (四万十川と共生できる地域産業の推進)

- ⑫環境に優しい農業の推進

### 2. 生き生き仕事づくりプロジェクト

#### 【推進プロジェクト】

##### (産業)

- ①規就農者倍増への取り組み
- ②農林水産物の付加価値向上と試験・研究機能の充実
- ③たな起業への取り組み・支援
- ④都市農・山村交流事業の推進

##### (技能・技術)

- ⑤地域のくらしやしごとの技能・技術の継承・活用
- ⑥ものづくりの技能・技術者の誘致・定着化の推進

##### (ブランド化)

- ⑦地域イメージの向上
- ⑧地域ブランド戦略の立案
- ⑨戦略に基づく商品の開発及びイメージキャラクターの設定

##### (市場開拓)

- ⑩消費地への積極的なPR活動の展開
- ⑪アンテナショップ等での試験販売
- ⑫学校給食や観光ホテル・旅館などへの地域食材の活用など地産地消の推進

### 3. 安心・安全の定住条件づくりプロジェクト

#### 【推進プロジェクト】

##### (就労)

- ①新規就農者への土地の斡旋や技術等の支援
- ②ものづくり技能・技術を有する人の居住支援（住環境）

##### (住環境)

- ③新規入居者への支援
- ④空き家等の斡旋と定住化への支援（医療、保育・教育など）

##### (保健・医療・福祉)

- ⑤住民の生活改善や健康づくり活動への支援
- ⑥「かかりつけ医」と「高次医療」「救急医療」の連携強化
- ⑦高齢者や障害者等の入所・通所施設の整備充実

##### (子育て、教育)

- ⑧子育て・青少年の健全育成への支援
- ⑨心の育成を進める環境教育カリキュラムの充実

##### (防災)

- ⑩防災施設整備と自主防災組織の育成支援

### 4. 住民交流プロジェクト

#### 【推進プロジェクト】

- ①自然資源の多面的な活用による交流人口の拡大
- ②地域間交流、国際交流の積極的展開
- ③多様なメディア（情報伝達媒体）を活用し、新町出身者をはじめとする都市住民との情報交流の推進
- ④都市市民と地域住民との交流機会の拡充
- ⑤住民による新町の地域資源の再発見運動の推進
- ⑥地域文化伝承事業の活性化の推進
- ⑦新しい祭りやイベントの開催、郷土文化の融合などによる新しい文化の創出
- ⑧町内の移動手段や体験、飲食・宿泊等の充実
- ⑨ノーマライゼーションの考え方の普及と公共施設・公共空間への応用
- ⑩ケーブルテレビの（CATV）新町全域への拡充と新たな運用方法の開発

### 5. 地区・集落の活性化プロジェクト

#### 【推進プロジェクト】

- ①住民自治を基本とする地区別のまちづくり推進協議会の設置と活動に対する支援
- ②新たな視点からの地域のくらしやしごとの見直し・評価・活性化
- ③盆踊りや神祭をはじめとする地区ごとの文化イベントの維持・復活支援
- ④地域のくらしやしごとの技能・技術の継承・復活
- ⑤地区ごとの支え合いの仕組みづくり
- ⑥休廃校舎等の活用による多様なコミュニティ活動やグリーンツーリズムの推進(NPO 活動の支援)
- ⑦コミュニティビジネスの立ち上げ（地域に根差した小さな仕事場づくり）
- ⑧自治体等の管理する施設管理やサービス代行の仕組みづくり
- ⑨地域自治強化のための取り組み（まちづくり条例、地域組織の再編・強化）

## 第9章 新町建設の主要施策

### 第1節 人と自然が共生する持続的循環型の地域づくり

#### 1. 流域全体の視点に立った持続的循環型の地域社会づくり

最後の清流と言われる四万十川の「みず」を守ることは、すなわち流域の「もり」を守り、住民が資源循環型の生活（エコライフ）を営むことです。

また、地球温暖化や水質汚染など地球規模で環境破壊が進むなか、利便性や物質的な豊かさのみを追求するのではなく、環境に配慮したまちづくりが求められています。

新町は、清流四万十川の上中流に位置し、町域での諸活動のあり方が河川水の流入する土佐湾に直接影響するという立地上の特性から、流域全体の観点から環境保全に留意しつつ、持続的循環型の地域社会づくりを町是の基本として新町づくりを進めることとします。

##### ①森林の保全と活用

新町は総面積の9割近くが森林で占められており、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を有する森林を保全することは、新町のまちづくりを進めるうえで非常に重要です。一方、森林資源が成熟するまでにはまだ多くの年月が必要であり、その間、収入があまり見込めない上に、間伐・除伐等に多大の労力と資金が必要とされるため、森林の整備が滞りがちです。しかし、森林を整備し適正な状態に保っていくことは、森林の生産物からの収入や、森林浴等の恩恵にあずかるために必要であるだけでなく、清流四万十川の流域環境を保全し多くの動植物との共生を図っていく上でも欠かせないことです。

このため、除間伐の促進と合わせ四万十川、土佐湾の生態系保全のため、スギ、ヒノキなど用材林育成に偏った林業振興にとらわれず広葉樹の植樹を推進することにより多様な森林の造成を図るほか、担い手の確保が困難な林家に対する森林維持のための支援制度の充実や、「緑のボランティア」制度などの導入を推進します。

##### ②河川環境の保全

新町を貫流する四万十川と地域内を流れ四万十川に合流する多くの河川は、古くから窪川町、大正町及び十和村をはじめとする流域の住民の生活を支えるとともに、豊かな地域文化を育む役割を果たしてきました。

しかしながら、生活排水の流入等により河川環境の悪化が懸念されています。このため、地域の条件にあった生活排水処理施設の整備を計画的・効率的に推進することにより水質浄化を図るとともに、「河川一斉清掃」等の行事を通じ住民の河川環境保護意識の高揚に努めます。

また、家地川ダム及び津賀ダムの撤去を求める取り組みを推進します。

##### ③環境負荷の軽減・資源循環型社会の推進

石油、石炭等の燃焼により排出される温室効果ガスは、地球温暖化の主要な原因とされており、地球環境に深刻な影響を与え始めています。このため、広く社会全体で環境への負荷を軽減し、将来にわたり資源循環型社会を形成するため、新町に存在する多彩なエネルギー資源の有効利用を図ります。

新町全体で環境負荷の軽減を進めるため、「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再利用）」、「リサイクル（再生利用）」の実践を推進するとともに、太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの導入を積極的に検討することにより、地球環境への負荷が少ない、人と自然が共生し、環境と調和した地域づくりを目指します。

【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 森林の保全と活用	除間伐の促進等
	担い手の確保対策
	緑のボランティア制度
2. 河川環境の保全	生活排水対策
	河川の改修
	河川一斉清掃の推進
	家地川ダム及び津賀ダムの撤去を求める取り組みの推進
3. 資源循環型社会の推進	リサイクル活動の推進
	事業者における環境 ISO の取得、リサイクル商品の購入促進
	省エネルギー・省資源化の促進
	エコエネルギーの導入検討

## 2. 環境と共生する生活スタイルの実践

新町では、先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として、将来にわたって大切に守り育てなければなりません。このため、環境への負荷の少ない環境共生社会への転換が求められる中、生活の快適性の向上と環境保全を両立するためには、私たち一人ひとりの生活から見直す必要があります。

新町では、恵まれた自然環境を次世代に残すためには、一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、資源循環型生活（エコライフ）を実践していくこととします。また、住民や地域による景観保全活動を中心とした、まち全体の自然環境保全に、重点的に取り組みます。

### ①自然環境に配慮した公共事業などの実施

良生態系の維持や地球温暖化の防止、水源涵養など公益的機能の維持を図るため、農地や森林の保全、県立自然公園区域等の適正管理を推進します。また、公共事業などに際して、自然環境に配慮した事業実施を推進します。

### ②景観保全活動の推進

良好な景観の保全に向けて、家庭や地域における環境美化や緑化、企業用地や公共用地の緑化など景観保全活動を推進します。また、住民やボランティア団体と連携した活動体制を構築します。

### ③資源循環型生活（エコライフ）の実践

新町の住民一人ひとりは、家庭、地域、学校や職場のいずれにおいても、資源循環型生活（エコライフ）の実践を心がけることとします。また、新町あげて水を考えるまちづくりを推進します。

### ④環境意識の向上

地球全体の環境を守る意識を住民一人ひとりが持つよう、新町環境基本計画の策定とともに、家庭や地域、学校等における環境教育の充実を図ります。

【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 自然環境に配慮した公共事業などの実施	計画的な農地・森林の保全
	県立自然公園区域等の適正管理
	建設事業における環境保全
	自然環境に配慮した工法の活用
2. 景観保全活動の推進	企業用地や公共用地の緑化推進
	住環境の美化や緑化推進
	住民やボランティア団体と連携した景観保全体制の構築
3. 資源循環型生活（エコライフ）の実践	家庭、地域、学校や職場における資源循環型生活（エコライフ）の実践
	新町あげての水を考えるまちづくりの推進
4. 環境意識の向上	環境基本計画の策定
	家庭や地域、学校教育、生涯学習での環境教育の充実

### 3. 環境との調和を考慮した基盤整備

住民が安心して安全に生活するためには、その基盤である道路、上下水道の整備を中心とした環境整備や海岸保全事業、砂防事業、河川改修などを実施することが必要です。

その際、地形・地理条件、住民の年齢や家族構成、人口密度など地区の状況に応じて、自然環境との調和、運用方法や維持管理等を考慮した社会基盤整備、住民や企業と行政が協働し一体となった環境負荷軽減、治山治水等の防災機能の強化などを推進します。

また、地域住民が安心して安全で快適な生活を送るために、生活基盤の整備とともに、公園・緑地、消防・防災、情報通信網等の整備を計画的に行います。

#### ①交通基盤・機能の整備

新町においては、今日の車社会を支える動脈として広域的な交流と地域の一体化を促進する道路網をはじめとする交通基盤の整備促進と、少子・高齢化社会に対応した公共交通機能の底上げ・強化することは必須の課題です。

現在、道路網としては、国道 56 号と国道 381 号以外は改良が遅れており、高知自動車道の須崎インターチェンジから窪川までの区間は完成までに 10 年程度の期間を要するようです。一方、新町の公共交通機関としては、鉄道では JR 土讃線・予土線及び土佐くろしお鉄道中村・宿毛線があり、バス路線では高南観光、北幡観光などのバス路線が一日数本運行するという状況です。

新町の物流基盤の強化と地域間交流の活性化を図るため、県都高知市をはじめ周辺市町村との広域連携や産業振興の重要な基盤である広域幹線道路網の整備を促進します。また、新町における一体的な発展と地域間格差を解消するため、地域間を結ぶ国道や県道の整備を促進します。さらに、住民生活の利便性の向上を図り、町内の各種公共施設へのアクセスを円滑化するため、地域の生活道路である町道の整備を推進します。

新町においては、高齢者、障害者や児童・生徒などの交通手段を確保し、かつ誰でもが気軽に外出ができる環境づくりに向けて、高南観光との北幡観光の連携強化、スクールバス、患者バス、福祉バス、生活バスなど多目的に利用できるコミュニティバスの充実を図ります。

#### ②情報・通信網の整備

新町においては、ケーブルテレビ（CATV）とそれを活かした各種の活動が展開するように、新町全体を対象とした情報基盤を拡充するとともに、新たな運用方法の充実を推進します。

合併後の拡大した新町域において行政と住民が協働でまちづくりを進めるためには、情報提供の迅速化、情報の共有化が最も重要な課題となります。そのため、新町全域において、ケーブルテレビ網を整備し、災害時の緊急通報、地域の住民生活に不可欠な行政・文化・教養情報等の提供、町民の声を聞くための双方向通信や地上波デジタル放送等への対応を進めます。さらに、住民生活や産業活動の高度情報化ニーズに応えるため、インターネット接続環境の向上、福祉、教育などの各分野における情報化の推進により、地域間の情報格差の是正と新町の均衡ある発展をめざします。

なお、ケーブルテレビ網の整備や維持管理にあたっては、民間活力の観点から、「PFI（民間資金による社会資本整備）事業」の導入も検討します。

また、山間部等、携帯電話の不感地域を解消するため、通信事業者に対しエリア拡大の要望を行います。

住民一人ひとりが豊かさを実感できる高度情報社会の実現をめざして、教育、産業振興、保健・医療・福祉、生涯学習、地域づくり、行政運営など各分野において、住民の視点にたった IT（情報技術）環境を活用した利便性の向上を図ります。また、高度情報社会に必要な能力を養成するため、住民のメディア・リテラシー（コンピューターなどを使い、情報を把握・分析して活用する能力）の向上に取り組みます。

#### ③商業・サービス機能集積地域の整備

窪川町街分、大正町田野々、十和村昭和及び十川の各地区を、新町の商業・サービス機能集積地域として、それぞれの歴史的・文化的な特性を活かした街並みの整備を図ります。



#### ④水道施設の整備

安全で衛生的な生活環境を実現し、かつ食品工業などの工業用水を確保するためには、水道施設を整備することが必要です。そのため、現在2町1村で実施している上水道と簡易水道事業の運営を新町において統合・拡充することにより、未給水地域の解消に努めます。また、水道施設の適正管理に努めます。

#### ⑤下水処理施設等の整備

快適で衛生的な生活環境を実現するため、また重要な地域資源である四万十川の清流を守るためにも、下水処理施設等の整備を積極的に推進することが必要です。そのため、公共下水道、農業集落排水事業や浄化槽設置事業などと、四万十川方式（自然循環型水浄化システム）の普及を、地域の実情に合わせて効率的・計画的に推進します。

#### ⑥海岸・河川・砂防事業の推進

南海地震に備えて、海岸保全事業、避難道路、避難場所の整備を推進します。

土石流や崖崩れ等の災害防止のため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。また、治水機能の強化のため河川改修、水路改修を実施します。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 交通基盤・機能の整備	高規格道路の整備促進
	国・県道の整備
	町道の整備、幹線道路への接続道路の整備
	鉄道の維持（特に土佐くろしお鉄道）
	路線バスの維持・確保
	コミュニティバスの運行
	交通安全施設の整備、カーブミラー、ガードレール等の整備
	通学路等への歩道の設置
	気軽に外出ができる環境づくり
2. 情報・通信網の整備	ケーブルテレビ網の整備
	携帯電話の不感地域の解消
	IT（情報技術）環境の有効利用、ネットワーク環境を生かすプログラムの開発
	メディア・リテラシー（コンピュータなどを使い、情報を把握・分析して活用する能力）の向上（学校教育、生涯学習での情報教育の充実）
3. 商業・サービス機能集積地域の整備	窪川町街分
	大正町田野々地区
	十和村昭和地区、十川地区
4. 水道施設の整備	上水道、簡易水道、飲料水供給施設の整備
5. 下水処理施設の整備	公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽設置の推進
	四万十川方式（自然循環型水浄化システム）の推進
6. 海岸・河川・砂防事業の推進	砂防事業等の促進
	河川・水路の改修
	津波対策の推進

## 4. 快適な生活環境づくり

新しいまちづくりでは、環境の大切さをまち全体で共有し、その意識のもとに資源循環型生活の実践への取り組みと、それを支えるごみ処理体制や生活排水処理施設などの基盤整備を継続的に進め、自然環境と共生するまちづくりをめざします。

住民が安心して快適に生活できるよう消防・防災、交通安全施設の整備、し尿・ごみなどの衛生環境整備、定住促進のための公営住宅や分譲宅地整備などを行うとともに、住民が情報の共有化ができるよう情報通信網の整備を図ります。

### ①住環境の整備

快適で住み良い環境を整備していくため、定住対策の一環として、若者の定住促進に資するためのニーズにあった住宅の建設や分譲宅地の造成、また公営住宅の改築を推進します。

町内外からの、特に若者の定住促進に向けて、各種助成制度の積極的な創設と運用を図ります。

公営住宅については、住宅マスタープランを作成して、長期的な需要動向を踏まえた公営住宅の計画的な整備・改築を推進します。また、自然環境と調和を図りながら、快適で質の高い生活環境を創出します。

### ②公園・緑地の整備

公園や緑地は、住民の憩いの場であるとともに、新町にうるおいとゆとりを与える施設としてはもちろんのこと、災害時における防災拠点や避難施設として整備することが必要です。また、中山間地域においては、都市と農村の交流を促進する場ともなるよう整備します。

### ③ごみ・し尿処理体制の強化

自然環境を保全する資源循環型社会の形成に向けて、住民一人ひとりの協力のもと、ごみ・し尿の適正処理を推進します。

廃棄物対策については、循環型社会の形成に向け、リサイクル推進体制の強化を図って行くとともに、環境に対する住民意識の高揚に努めるほか、資源ごみの分別回収の強化を図ります。

また、山間部を中心に不法投棄が問題となっていることから、地域コミュニティやNPO（民間非営利団体）等の協力を得ながら、効果的な防止対策を進めるための体制を整備します。

し尿処理については、現在ある施設の老朽化が進んで処理効率も低下しているため、新しい施設の建設に努めます。

### ④墓園・墓地の整備

墓園・墓地については、長期的な需要動向と近隣市町村の状況を勘案しながら、周辺環境に配慮しつつ、計画的な整備を推進します。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 住環境の整備	分譲宅地造成、公営住宅の整備
	既存団地の改築・改修
	バリアフリー化の推進
	適正な維持管理
	定住促進制度の充実
	各種助成制度の周知
2. 公園・緑地の整備	公園・緑地の整備、公園機能の充実
	公園・緑地及び機能の維持管理
3. ごみ・し尿処理体制の強化	分別収集の推進
	ごみ減量化の推進
	リサイクルの推進
	ごみ減量・分別意識の向上
	不法投棄の防止
	環境意識の向上
4. 墓園・墓地の整備	墓地の需要調査
	墓地整備の推進

## 5. 安全のまちづくり

住民の生命と安全の確保は、行政に課せられた使命であり、地球温暖化による自然災害の増加、情報基盤ネットワークの停止に伴う被害の拡大防止、高齢者単独世帯や在宅要援護者の避難体制など、従来型の災害対策に加えて、新しい形の災害や緊急時の対策が必要となります。

新町では、これまでの3町村の取り組みを継承しながら、防災体制の強化と地域の安全確保に、重点的に取り組みます。

### ①消防・防災体制の強化

災害に強いまちづくりをめざして、新町防災計画を策定し、治山・治水事業や農地防災対策事業の実施とともに、常備消防体制、各地区の消防団活動、災害時の避難体制など、消防・防災体制の一層の強化を図ります。

消防においては、常備消防（消防署）、非常備消防（各地区消防団）ともに消防施設・装備の充実や適正な人員配置とその確保に努めることにより、消防力の強化と迅速な即応体制の整備を図ります。救急医療については、医療機関の連携と救急拠点の整備により、救急・救助体制の強化を図るとともに、迅速かつ円滑な消防・救助活動のために、地域イントラネットなどを利用した緊急情報システムや防災行政無線及び消防無線施設のデジタル化等の整備を推進します。

防災対策については、南海地震を視野に入れた、新町の地域防災計画を策定し、地域が一体となった防災体制を構築するとともに、住民自らが取り組む自主防災組織を育成します。

### ②地域安全の強化

交通マナーや自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域や関係機関と協力して、交通事故や犯罪を未然に防止する環境づくりを進めて、安全な地域社会を形成します。

多様化・複雑化する不正な取引行為などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者に対する啓発活動や必要な情報の提供等消費者行政の推進に努めます。

### ③公害防止対策の推進

住民や事業者の協力のもと、まち全体が一体となって、公害防止対策を推進します。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 消防・防災体制の強化	地域防災計画の策定
	常備消防体制の充実、非常備消防体制の確保
	消防ポンプ車等消防施設の整備
	救急医療体制の整備
	防災無線の整備、消防無線設備の整備
	緊急情報システム等の整備
	自主防災組織の育成
2. 地域安全の強化	広域防災体制の強化、災害時の広域連携体制の強化
	交通安全施設の整備
	交通安全運動の推進（交通安全意識の啓発・向上、交通安全教室の開催）
	地域安全体制と活動の充実（地域安全推進員の確保と活動推進、啓発と情報提供の充実）
	不正取引などによる消費者被害の防止
3. 公害防止対策の推進	消費者被害の未然防止のための広報・啓発活動の推進
	公害防止協定の締結
	地域と連携した監視体制強化

## 第2節 人が元気で生き生きしている地域づくり

新町の活性化を集落・地区レベルから図るためには、すべての住民が地域とそこでの暮らしに誇りを持ち、自己実現のために必要な学習や経験を積み重ね知識・教養を向上させようとする主体的な取り組みが必要です。

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心して健康に暮らすために、保健・医療・福祉の充実がますます求められます。

「ひと」が育ち活力あるふるさとづくりのために、小中学校などの施設をはじめとした教育環境の充実、スポーツ・文化・芸術活動を通じた地域住民の融和、生涯学習の推進を図り、そのために必要な施設整備を進めます。

### 1. 地域の暮らしに誇りを持ち、自発的主体的な学習

社会情勢が著しく変化し、少子化・高齢化の進展、国際化・グローバル化の進行、環境問題、情報通信技術の発展など様々な課題に対応することが求められ、また、不登校状態にある児童生徒などへの配慮が必要とされています。

新町では、少子化により児童・生徒数が減少するなか、小学校の統廃合も視野に入れながら、老朽化や安全面に配慮した施設や設備の改修・整備を図るとともに、個性豊かで魅力あふれた人づくりのため、国際教育や情報教育、環境教育を採り入れ、また、地域資源を生かした教育カリキュラムを実施し、学校教育全体の質の向上をめざし、人的・物的教育環境の整備に、重点的に取り組みます。

新町では、ゆとりある教育環境を整備することにより、一人ひとりの能力・個性を生かした教育を推進するとともに、たくましく心豊かな人間の育成に努めます。

#### ①一人ひとりを大切にされた教育の実践

児童・生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育体制の充実を図り、学力の向上、地域の歴史・人材・文化などを活用した体験学習による心の豊かさの育成、情報化・国際化に対応できる能力の向上、心身の健康づくりを推進します。

また、すべての児童・生徒が個に応じた教育を受けられるよう、小中学校の適正配置を検討します。

#### ②教育施設・設備等の整備

すべての児童・生徒の発達段階に応じた適切な教育が行えるよう、教育施設・設備の整備・充実を図り、教育環境の向上を推進します。

#### ③開かれた学校づくりの推進

地域に愛される学校運営を一層進めるため、地域と学校の連携体制を強化するとともに、学校の持つ資源の有効利用、文化・スポーツ団体、事業者との連携に取り組みます。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 一人ひとりを大切にされた教育の実践	個性と資質を伸ばす教育体制の充実
	地域資源を生かした体験学習、情報、国際教育の充実
	教育カリキュラムの充実
	指導体制の充実
	小中学校の適正配置の検討
2. 教育施設・設備等の整備	教育施設の充実
	情報機器、福祉体験用具、国際理解教材等の充実
	学校給食センターの整備
3. 開かれた学校づくりの推進	学校施設の複合利用（地域行事への施設利用、クラブ活動と地域活動の共同実施）
	在学中の就業体験活動の実施
	インターンシップ制度の活用

## 2. 生涯学習、芸術文化活動、生涯スポーツの振興

あらゆる年代において、様々なスポーツや文化活動への意欲が高まっており、生涯学習環境の充実が求められています。また、これらの活動を通じて、住民同士の一体感の醸成、生きがいづくり、他地域との交流による新町の活性化などが期待されます。

新町では、これまでの取り組みを継承しながら、より住民一人ひとりのやる気が起きるような生涯学習の環境づくりに、重点的に取り組みます。

住民が社会の変化に対応し、自己の充実・啓発や生活の向上を図り、生きがいのある人生を過ごすための生涯学習の場や機会を提供するとともに、地域の伝統文化を守り育て、様々な芸術文化活動を展開できる環境を整備します。さらに、新町における地域間交流や生涯スポーツの推進のためのスポーツ・レクリエーション活動を振興します。

### ①多様な学習活動の推進

社会経済の発展により生じた余暇時間の増大を自己の充実や啓発の機会にとらえ、生涯学習やスポーツを振興し、その活動と交流を通じて住民の健やかな生活と地域コミュニティの形成を図ります。その拠点となるコミュニティセンターや公民館、集会所等を整備するとともに、各種講座や町民大学講座の開設、自主学習グループ等の支援や育成などを推進します。

地域との協力・連携体制の強化を図り、先人の偉業・環境・歴史など地域資源を活用した、多様な生涯学習プログラムを実施します。

### ②スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツの振興は、地域住民の余暇活動と健康増進活動の場とともに、地域間交流の重要な手段です。スポーツを通じて活力とゆとりのある住みよい郷土づくりをめざし、町民参加のもとに地域に根ざしたスポーツ活動を広げ、青少年の健全育成及び競技力の向上を図り、豊かなスポーツ文化の創造をめざします。

住民の主体的な活動を支援するため、スポーツやレクリエーション活動をあらゆる年代が楽しむことのできる環境づくりを、関係機関と協力して一層推進するとともに、スポーツやレクリエーションに対する意識向上と、生涯スポーツ活動の普及定着に取り組みます。

### ③郷土文化の継承と創造

郷土の歴史と文化を大切に守り育てるため、埋蔵文化財の発掘や保護、保存のための施設整備を推進するとともに、地域に親しまれている祭りや行事の継承を図ります。

また、地区ごとの文化活動の活性化、郷土文化の融合による新しい文化の創造、地域間の交流機会の創設、文化財の活用を推進します。

新町においては、住民同士が交流し語り、生き生きとした生活を送られるよう、伝統文化を継承し、新時代の文化を創造する担い手の育成や人間性・創造性あふれる人づくり、住民主体の交流や生涯学習等の支援を行います。

### ④芸術文化活動の推進

芸術文化活動の推進にあたっては、地域がたどってきた歴史や地域固有の文化を尊重するなかで、ふるさとに誇りをもてる活動にする必要があります。そのため、伝承文化や伝統文化の継承・保存を図るとともに、掘り起し・復活の取り組みを支援します。また、新たな地域文化の創造を図り、新町の誇りとなるような文化を育むため、芸術文化団体や住民の芸術文化活動などとのネットワーク化を図るとともに、これらの活動を支援します。

### ⑤生涯学習環境の向上

住民の自主的な学習環境向上のため、各地区の生涯学習拠点施設の機能拡充とともに、各施設のネットワーク化を進めます。

【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 多様な学習活動の推進	生涯学習講座など活動プログラムの充実
	公民館活動等の推進及びネットワーク化
	地域資源の活用
	文化サークル、体育クラブ等活動組織への支援・育成
2. スポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツ活動の普及定着
	中・高等の競技スポーツ活動の強化
	昔遊びの復活、地域に根差した遊びの開発
	多様なレクリエーション行事の開催
3. 郷土文化の継承と創造	祭りや伝統行事など伝統文化の保存・継承
	新たな郷土文化の創造への支援
	住民・団体同士の交流機会の提供・活動支援
	自主団体の活動支援
	文化財の保護と活用(文化財調査・保存、学校教育・生涯学習への活用)
	史跡・文化財・文化財保存施設等の整備
4. 芸術文化活動の推進	芸術文化の鑑賞機会の提供
	芸術文化活動のネットワーク化
5. 生涯学習環境の向上	地区公民館、コミュニティセンターの設備充実
	スポーツ施設の機能充実
	文化施設・設備の整備・充実



### 3. 子育て環境の充実

少子化による児童数の減少とともに、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化など、家庭や地域における子育て機能が低下していることから、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備する必要があります。

このため、「延長保育」や「一時保育」などの特別保育の充実に努めるとともに、子育てに対する悩みや不安を解消するため、育児相談事業や子育て支援相談事業等の一層の拡充を図ります。

さらに、児童の健全育成のため、夫婦共働き家庭など昼間に保護者がいない小学校の低学年児童に対して、放課後に勉強や遊びについての指導を行う「児童クラブ」の設置を推進します。

新町では、子ども一人ひとりの権利を尊重しながら、安心して子育てのできる環境づくりに、重点的に取り組みます。

#### ①母子支援体制の充実

育児の不安や孤立を防ぎ、安心して出産と子育てができる環境づくりに向けて、周産期から乳幼児期まで、親子の健康と子どもの成長・発達に応じた母子支援体制の充実に努めます。

#### ②幼児教育・保育サービスの充実

子どもの成長と発達に応じた適切な幼児教育を行うとともに、子どもの状態に応じた保育サービスの充実に努めます。

また、新町における子育て環境の一体性を確保するため、当面は保育所と幼稚園の体制を維持しつつ、地域性を考慮した幼保一元化への研究に努めます。

#### ③地域ぐるみの子育て支援の充実

育児や教育への不安や悩みを解消し、愛情を持った子育てができるよう、子育て家庭を支援します。

また、地域や事業者との協力のもと、安全な環境の中で安心して子育てができ、そして、子どもが健やかに育つよう、地域全体で応援する環境づくりを推進します。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 母子支援体制の充実	母子保健事業の推進（指導相談体制の充実、健診事業の実施）
	各種助成制度の充実（乳幼児医療費助成制度等）
	親同士の交流機会の拡充
2. 幼児教育・保育サービスの充実	特別保育の拡充（乳児保育・障害児保育・延長保育の充実）
	幼保一元化の研究
3. 地域ぐるみの子育て支援の充実	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定
	子育て相談事業の拡充
	地域子育て支援の推進（児童クラブの設置、保育サポーターの確保、ボランティアによる学童保育の拡大）
	多世代交流の推進

#### 4. 青少年健全育成の推進

新町では、青少年健全育成環境の向上をめざして、家庭・学校・地域のつながりを一層強め、まち全体で青少年の健全育成活動を展開することとします。

##### ①青少年の居場所づくり

青少年が楽しみ集う機会の創出に向けて、音楽、スポーツ、地域行事など、青少年が参加する活動の活性化を図ります。その活動拠点として、各地区の学校や児童館・公民館などの機能拡充を図ります。

##### ②青少年健全育成活動の拡充

青少年健全育成活動の体制強化に向けて、青少年健全育成協議会を中心とした家庭・学校・地域・関係機関の協力体制を一層強め、身近な相談や早期の指導などを推進します。また、青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化に取り組みます。

##### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 青少年の居場所づくり	青少年活動の活性化（文化、スポーツ団体活動の推進、多世代交流の推進）
	活動拠点の整備、充実（既存施設の機能拡充と有効利用）
2. 青少年健全育成活動の拡充	青少年健全育成協議会活動の推進、相談体制の充実
	地域との連携強化



## 5. 健康づくりと疾病の予防・早期発見、医療環境の充実

新町の住民一人ひとりが規則正しい生活習慣の確立に努め、健康づくりを推進するため、健康増進活動（栄養・運動・休養）の充実を図り、疾病の予防と早期発見に努めます。地域医療については、地域医療機関の役割分担と相互連携、国民健康保険診療所の機能強化を行うなど、地域保健・医療体制の充実を図ります。

新町では、すべての住民の健康寿命を延伸し自分らしい生活が送れるよう、一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりに、重点的に取り組みます。

また、地域医療と救急医療体制の強化に、重点的に取り組みます。

### ①一人ひとりの健康づくりへの支援

「すべての町民が健やかで心豊かに生活できるまち」をめざし、子どもからお年寄りまで、生涯を通じた健康増進に向けて、訪問指導・健康相談・健康教育・健康診断などを行うとともに、健康づくり自主組織をはじめ関係機関との連携による、地域での一人ひとりの健康づくりが実践されるよう、食生活改善推進員、健康づくりリーダー等の育成を図ります。また、これらの保健予防活動を充実させるため、保健センターを整備します。

### ②生きがいつくりの推進

すべての住民が生きがいを持った生活ができるよう、自主活動、地域活動、勤労活動など、趣味や技能を生かした活動の促進に努めます。

### ③地域医療体制の充実

住民の生命を守る医療環境の充実は、少子・高齢化が進む社会にとって安心した暮らしを支える重要な課題です。

医療については、多様で高度な医療ニーズに応えるため、民間医療機関と国保診療所とが連携体制（病診連携）を強化し、医師会などの協力の下、「かかりつけ医」の普及定着を進めるなど、地域医療の整備充実に努めます。

### ④救急医療体制の充実

医師会の協力の下、全町域における休日医療や夜間医療などの緊急時に対応できる救急医療体制の強化に向けて、応急処置体制の充実とともに、迅速な搬送体制に向けて必要な設備の充実を図ります。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 一人ひとりの健康づくりへの支援	各種保健事業の充実（老人保健・母子保健・地域保健）
	指導相談体制の充実、健診・検診事業の実施
	親同士の交流機会の拡充
	精神保健事業の推進、指導相談体制の充実
	疾病予防、介護予防の推進
	生活習慣病の予防、転倒防止教室の拡充等
	健康づくり自主組織の育成
	栄養委員等の活動支援と連携強化
2. 生きがいつくりの推進	生涯学習活動の充実
	青壮年期を対象とした学習プログラムの充実
	生涯スポーツ活動の普及定着
	多様なレクリエーション行事の開催
	生きがいつくり活動への支援
	社会福祉協議会活動の充実、老人クラブ等の活動支援
3. 地域医療体制の充実	医師会、医療機関との情報共有
	医療機関のネットワーク化の推進
	国保診療所の機能強化
4. 救急医療体制の充実	住民の意識啓発、救急救命講座の開催
	遠隔地の救急患者搬送体制の整備

## 6. 支えあう地域づくりの推進

住民が健康で安心して暮らせることはみんなの願いです。そのためにまず、保健・医療の充実、さらに高齢者、障害者、子どもにやさしい福祉のまちづくりをめざした施設整備と福祉対策事業の充実に取り組みます。

すべての町民が年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活が送れるよう、思いやりを持って共に支え合う地域社会の実現に向けた地域福祉計画を策定します。また、その拠点となる福祉センターの整備を促進します。

新町では、これまでの取り組みを継承しながら、地域における支援体制の強化に、重点的に取り組みます。

### ①福祉意識の向上

これからの福祉は、住民や地域を主体にした、支えあう福祉＝地域福祉＝の体制づくりが重要です。

支えあう地域づくりを進めるにあたって、その基礎となる住民全体の福祉意識の向上と、ボランティア意識の醸成を図ります。

### ②福祉人材の育成

支えあう地域づくりを一層進めるため、専門知識を有する福祉人材の育成に努めます。

### ③地域福祉推進体制の強化

新たに策定する地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の充実に努めるとともに、支えあう地域づくりの推進に大きな役割を果たす自主組織活動の活性化に努めます。

また、在宅介護支援センターを中心とした保健・医療・福祉の連携体制（地域ケア体制）を強化するとともに、地域が主体となった地域福祉ネットワーク体制の構築をめざします。

### ④気軽に外出ができる環境づくり

だれもが気軽に外出ができる環境づくりに向けて、検討機関を設置し、新町交通環境整備方針を定めた上で、町内の主要施設を結ぶ、ふれあいバス（仮称）の運行をめざします。

### ⑤施設等のバリアフリー化の推進

だれもが暮らしやすいまちづくりをめざして、公共施設や道路、住宅などのバリアフリー化（高齢者、障害者等の活動を阻むさまざまな障壁を取り除くこと）を推進します。

また、公共施設などの利用手続きの簡素化を図ります。

### ⑥ひとり親家庭(母子・父子)福祉の充実

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育等関係機関や地域と連携を取りながら、子育て支援、就業支援等自立支援施策の充実を図ります。

### ⑦要保護児童福祉の充実

児童虐待防止や保護を必要とする児童などに対する施策の充実を図ります。

【主な事業】

施策区分	主 な 事 業
1. 福祉意識の向上	啓発活動の充実
	ボランティア活動の情報提供
	ボランティア体験の実施
2. 福祉人材の育成	講習会、研修会の充実
	福祉教育の充実
3. 地域福祉推進体制の強化	地域福祉計画の策定
	社会福祉協議会活動の充実
	ボランティア団体の育成、地域福祉活動の充実
	地域ケア体制の強化
	在宅介護支援センターの機能充実、自主組織による地域福祉ネットワークの構築
	健康づくり自主組織の育成
	栄養委員等の活動支援と連携強化
4. 気軽に外出ができる環境づくり	交通環境のチェックと改善
	ふれあいバス（仮称）の運行
5. 施設等のバリアフリー化の推進	公共施設、道路、住宅等バリアフリー化
	利用手続きの簡素化、電子申請の推進
6. ひとり親家庭(母子・父子)福祉の充実	子育て支援・就労支援等自立支援の充実
7. 要保護児童福祉の充実	児童虐待防止や保護を必要とする児童などに対する施策の充実

## 7. 福祉サービスの充実

今後、本格的な少子・高齢社会が到来するにあたって、お年寄りから子どもまで、また、障害者など、すべての人々がそれぞれの地域において安心して充実した生活を送られるようにするために、地域の特性に根ざした福祉施策を展開します。

また、入所施設・通所施設の整備充実に努めることはもとより、高度な専門知識・技術を有する人材の養成・確保を推進し、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応したサービスを提供するようにします。

新町では、介護が必要であっても、あるいは障害があっても、一人ひとりの権利が尊重され、できる限り生活の質を高めることのできる社会環境づくりをめざして、これまでの取り組みを継承しながら、それぞれの状態に応じた、生活の質（QOL）の向上を支援する福祉の一層の充実に、重点的に取り組みます。

### ①児童福祉の充実

安心して子育てができる環境づくりに向けて、多様化する保育需要に対応する保育サービスの充実とともに、保健・医療・福祉の連携、そして、家庭や地域と連携した児童福祉の充実を図ります。

また、新町における子育て環境の一体性を確保するため、当面は保育所と幼稚園の体制を維持しつつ、地域性を考慮した幼保一元化への研究に取り組みます。

### ②障害者福祉の充実

新たに策定する障害者福祉計画に基づき、障害の状態に応じた適切なサービスを提供できる環境づくりに向けて、相談体制の強化とともに、サービス提供事業者の確保を図ります。

障害者が、地域で安心して生活できるように、ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実が望まれる関係施設の整備を促進します。また、障害者の相談支援体制の中心的役割を果たす身体障害者・知的障害者・精神障害者別の生活支援センターや福祉的就労対策として、通所授産施設の拡大、新設などの整備促進に努めます。

### ③高齢者福祉の充実

生活の質を高める環境づくりに向けて、高齢になっても援護が必要な状態にならないよう、保健・医療・福祉の連携による介護予防の充実を図ります。要介護高齢者に対しては、介護保険を中心とした福祉サービスの充実を図ります。

介護保険事業については、要介護者等が自らの選択に基づいて十分な介護サービスが利用できるよう、それぞれの地域における現行のサービス提供体制の充実に努めます。

また、一人暮らしの高齢者等が、安心して可能な限り自立した生活ができるよう生活支援在宅サービスの提供を積極的に進めるとともに、配食サービスや外出支援サービスなどにより、高齢者の安否確認や生きがい活動等の支援に努めるほか、生活支援ハウス、小規模多機能施設などの施設の整備を促進します。

さらに、緊急通報システムの整備を推進することにより、緊急時の連絡体制を確立します。

明るく活力に満ちた高齢社会を実現するためには、高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進する必要があります。このため、シルバー人材センターや老人クラブなどの関係団体と連携して、高齢者が様々な社会活動へ参加する機会の拡大を促進します。

### ④社会保障制度の充実

自らの力では生計の維持が困難な方の生活安定と自立助長のため、相談体制の充実とともに、各種助成制度を活用した支援を実施します。

また、国民健康保険制度や国民年金制度の円滑な運営に努めます。

【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 児童福祉の充実	子育て支援センターの整備・充実（子育て相談の充実、子育てサークル活動の支援、子育てと就労の両立支援、育児休業制度等の普及促進、ひとり親家庭への支援）
	地域子育て支援の推進（保育サポーターの確保、ボランティアによる学童保育の拡大）
	児童虐待防止対策の推進（民生委員・児童委員との連携、関係機関との連携強化）
	特別保育の拡充（乳児保育・障害児保育・延長保育の充実、多世代交流の推進）
	幼保一元化の研究
2. 障害者福祉の充実	障害者福祉計画の策定
	障害者生活支援の充実（相談体制の充実、福祉サービス事業者の確保、介護保険事業者との連携）
	障害者福祉の充実（在宅福祉サービスの施設整備の促進、知的障害者福祉施設整備の促進、精神障害者生活支援センター、小規模授産施設の整備）
3. 高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定
	高齢者生活支援の充実
	社会福祉協議会等との連携
	介護予防生活支援事業の充実
	在宅福祉サービスの充実
	介護保険サービスの充実
	痴呆性高齢者対策の整備
	高齢者福祉の充実
	特別養護老人ホームの整備
	生活支援ハウス、小規模多機能ハウスなどの整備促進
	高齢者の社会参加の促進
4. 社会保障制度の充実	制度の周知と適正な利用
	民生委員・児童委員との連携、相談体制の充実、各種助成制度の利用促進

### 第3節 人と物が動き輝いている地域づくり

地域の活力を維持・向上させるためには、地域経済の基盤となり交流に支えられた産業経済の振興が必須の課題であり、新町では、新しい「もの」が生まれ、豊富に集まり、「ひと」が集い、常に発展するまちづくりをめざします。

新町では、農業、林業、水産業の第一次産業のすべてが営まれており、これら農林水産業を基礎として、それぞれの地域の特性を活かして、都市への食の供給基地として安全・新鮮・美味しさを提供できるように、農業生産から農産物流通、広域的な交流による産業振興に取り組みます。

また、新たな発想から、地域の環境と資源の多面的な活用を図り多様多彩な産業展開ができるような実践的な方策を講じます。

さらに、合併による地域ブランドイメージの向上による企業誘致、地域資源を活用した体験型観光及び観光資源のネットワーク化、地域に根ざしたコミュニティビジネスの展開など、地域の持つ力を最大限に生かした多様な産業振興をめざします。

#### 1. 農業の振興

国では「食料・農業・農村基本法（新農業基本法）」に基づき、将来にわたる食料の安定供給と農業の持つ多面的機能の発揮をめざしています。すでに、農産物の輸入自由化が導入され、また、今後も様々な変化が予想される農業分野ですが、制度や社会がどれほど変化しようとも、食料の生産を担う農業をはじめとする第一次産業は、私たちの社会を維持する基幹産業なのです。

農業は窪川町が台地農業、大正町と十和村が山間地農業に大別され、それぞれ特色ある農業生産を行っています。新町においてもそれぞれ地域の特性を活かし、地域に合った作物による農業経営の確立を図る必要があります。

水田においては、土地利用型作物を組み合わせた効率的な輪作体系により、生産性の高い水田農業を展開するとともに、地域の多様な条件を活かした野菜、果樹、花きの産地形成を図るほか、付加価値の高い施設園芸を振興します。畜産については、安定的な畜産経営が行える基盤を整備します。

担い手の育成・確保については、認定農業者組織の育成を進めながら農地の利用集積や技術・経営指導等の支援を行い、地域農業を基幹的に担う経営革新を実現していける経営体として育成するとともに、女性リーダーが地域社会に積極的に参画できるように支援するほか、高齢者や女性がその特性や能力に応じた新規作物を導入し、生産活動が積極的に行えるような活力ある農村づくりをめざします。また、地域農業の担い手を補完し、地域農業の維持・発展を図るため、農業公社等の農作業受託組織や集落営農組織の育成を進めます。

さらに、畜産・耕種が連携した土づくりや有機栽培を推進するとともに、農業用廃プラスチックの適正処理など環境に優しい農業の実現をめざすほか、生産性の高い農業の振興を図るために、ほ場整備や農道整備をはじめ、農業用水路等の整備を促進します。

##### ①基盤整備の推進

地域特性や農業環境を考慮しながら、生産性の高い農業振興の基礎となる、ほ場、農道及び農業用水路などの農業基盤整備を推進します。

##### ②産地化の推進

消費者から選ばれる“安全でおいしい”農畜産物の生産地として、四万十（川）ブランドの確立（産地化）をめざします。

米、野菜、花きなど、台地や山間地の環境特性を利用した高品質な農産物の計画的な生産と効果的な供給を推進します。また、安全・安心の畜産物の計画的な生産と供給を推進します。

町内で生産された堆肥の使用を中心とした有機無農薬栽培など特長ある農産物を生産するとともに、環境と調和した環境保全型農業を推進します。

地域の農畜産物を活用した、多彩な特産加工品の開発・商品化を推進します。

鳥獣害対策を地域ぐるみで推進していきます。

### ③経営体制の強化

農業経営に意欲的な農業者の育成と経営体制の強化を図るため、農地の流動化と地域集団生産体制の確立を推進します。

### ④担い手の育成・確保

農業後継者、新規就農者、離職就農者、定年帰農者や女性など、将来にわたり新町の農業を支える担い手の育成・確保に努めます。

### ⑤流通・販路の拡大

道路交通条件の改善に対応する流通体系の拡充と、道の駅など直販施設の拡充を図ります。また、インターネットなどによる販路の拡大、宿泊施設や学校給食での地場製品の活用など、時代に応じた流通・販売の多角化を推進します。

### ⑥農業関係機関との連携強化による指導・支援の推進

農協をはじめ農業関係組織、県農業指導機関や県立農業大学校窪川アグリ体験塾などとの連携を強化することによって、農業生産や農産物の加工流通、農業経営、担い手の育成・確保などに対する指導・支援の強化を図ります。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 基盤整備の推進	ほ場、農道、農業用水路など基盤整備を推進
2. 産地化の推進	生産性の高い水田農業の確立、仁井田米の生産振興
	付加価値の高い施設園芸の振興
	トレーサビリティシステム（生産・流通履歴の開示）の推進
	主要作物の産地形成の推進（花き、野菜等の産地化）
	環境に優しい農業の実現（有機無農薬農業の推進、良質堆肥の利活用・土づくり）
	特産品の開発（加工技術の普及、加工施設の整備）
	ハウス、集出荷施設の整備
	農業の自然循環機能を活用した生産技術・生産方式の普及・定着
	関係機関との連携強化、技術情報の提供
	畜産振興の推進、自給飼料の増産、安定した畜産経営の確立
	試験研究、販路開拓など調査研究活動への支援強化
鳥獣害対策の推進	
3. 経営体制の強化	農地の利用集積
	農業公社・集落営農・農作業受託組織等の育成
4. 担い手の確保	農業後継者・新規就農者への支援
	農業体験学習の充実
5. 流通・販路の拡大	多様な販売ルート（直販施設・アンテナショップの充実、ネットショップの推進）
	地産地消の推進（学校給食、宿泊施設での地場製品の活用）
	情報技術を活用した総合的なむらづくりの推進
	ブルーツーリズムの推進の受皿づくり
6. 農業関係機関との連携強化による指導・支援の推進	関係機関の連携強化による農業生産や農産物の加工流通、農業経営などへの指導・支援の強化

## 2. 林業の振興

林業は高幡ヒノキを中心とする優良材生産地としての育成を図るとともに、森林組合を中心とした素材・供給体制を整備し、かつ加工流通体制の増強を推進します。また、森林が持つ多面的な機能、すなわち水源かん養機能、防災機能、保養機能等の総合的な保全と利活用を図ります。

### ①ヒノキ優良材産地の増進

豊富な森林資源を背景とするヒノキ優良材産地として育成するため、森林組合を中心に素材の生産・供給体制を整備するとともに、製材加工施設や集成材工場等による加工流通体制の整備を図ります。

間伐・除伐等の森林整備をはじめ、主伐材だけでなく、間伐材の積極的な利活用についても積極的に推進します。

### ②林業経営基盤の整備

林業経営基盤を強化するため、林業作業の省力化・機械化による低コスト生産体制の確立を推進するとともに、林道や作業道などの整備を促進します。

### ③地元産材の需要拡大

地元産材の需要を拡大するため、公共・公益施設における地元産材の優先使用を推進するとともに、新町内における住宅新築等についても地元産材の利用促進策を講じます。

### ④シイタケ産地の復活

シイタケをはじめとする特用林産物は、超長伐期化が進んできた木材生産に比べると、生産サイクルはぐっと短く、長期に亘って森林の適正管理が必要な林業経営を持続的に進める上で、労働力配分や所得面での効果的な役割を果たし得ます。

成熟したクヌギなどのシイタケ原木を活用し、シイタケの安定した生産・供給を図るために、クヌギ等の更新・植栽を推進するとともに、消費者ニーズに合ったシイタケ生産と流通・加工の研究を進めることによって、安定的な生産と品質向上によるブランド化を進めます。

### ⑤森林の公益的機能の維持・増進

計画的な森林の整備を進め、林業の振興を図るとともに、森林の持つ地球温暖化の防止や水源かん養など公益的機能の維持に努めます。さらに、大雨時に倒木等が流出し、下流域に被害を及ぼすことがないように林内や土場などの適切な管理を行います。

### ⑥都市と農山村との交流

水源かん養や国土の保全等、森林が持つ公益的機能に対する理解を深めるとともに、林業と観光の一体的な発展を図るため、グリーンツーリズムや緑のボランティア制度などにより都市と農山村の交流を活発化させ、地域経済の活性化を推進します。

また、将来にわたって豊かな自然環境を残していくため、地域やボランティアと連携して、森林資源を守り育てる活動を展開します。



【主な事業】

施策区分	主な事業
1. ヒノキ優良材産地の増進	森林組合を中心とする素材生産・供給体制の整備推進
	製材加工施設等による加工流通体制の整備
	ブランド化の推進、木材加工品高付加価値化の推進
	間伐・除伐等の促進、森林の適正管理
	間伐材の有効利用の促進
2. 林業経営基盤の整備	林業作業の省力化・機械化による低コスト生産体制の確立
	林業労働力の確保
	林道や作業道などの整備促進
3. 地元産材の需要拡大	公共・公益施設への地元産材の利用促進
	新町内の住宅新築等への地元産材の利用促進
4. 椎茸産地の復活	シイタケ生産基盤の整備、シイタケの安定生産
	シイタケの需要拡大
	品質向上によるブランド化の推進
	クヌギ等の植栽推進、維持管理
5. 森林の公益的機能の維持・増進	計画的な森林整備、林業の振興
	大雨時に倒木等が流出し下流域に被害を及ぼすことのない適切な管理
6. 都市と農山村との交流	水源かん養や国土の保全等、森林が持つ公益的機能に対する理解の増進
	グリーンツーリズムの推進
	緑のボランティア制度などの推進
	森林レクリエーションの推進
	森林所有者、住民、ボランティア、学校等と連携した森づくり運動の展開

### 3. 水産業の振興

#### ①沿岸漁業の振興

海面漁業においては、土佐湾を利用した定置網漁業や沿岸漁船漁業が行われています。

漁業経営の安定のために、資源管理型漁業の推進による資源の増殖を図るとともに、生産技術の研究・開発に努め、漁業の近代化による経営安定を推進します。

また、水産物流通の改善による漁獲物価格の安定と向上を図るとともに、水産物加工による付加価値向上をめざします。

#### ②内水面漁業の振興

内水面漁業においては、アユをはじめとする四万十川の漁業資源の回復を図ることなどを通じて、河川漁業の振興を図るとともに、豊かな自然環境を生かし、リバーツーリズムなどの体験型観光や農林業と連携した地域振興を推進します。

【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 沿岸漁業の振興	資源管理型漁業、沿岸漁場基盤整備事業の推進
	水産物の流通改善、漁獲物価格の向上と安定化
	水産物の付加価値向上
2. 内水面漁業の振興	アユ、ウナギなどの生息環境の改善
	アユ、ウナギなどの資源量の増進

## 4. 商業の振興

商業については、近年のモータリゼーションの発展と相俟って、買い回り品をはじめとする購買力の広域移動・流出が顕著になってきています。

新町には、窪川町、大正町及び十和村の役場所在地等に商店街や商業集積がみられるが、いずれも空洞化が進んでおり、町並みの再生と商業活動の活性化などが課題となっています。

また、過疎化、少子・高齢化が進む中で、集落内で日用品や雑貨を販売する店の多くがなくなっており、高齢者をはじめ移動手段の乏しい交通弱者の購買ニーズに対応することも課題となっています。

### ①商業集積地の活性化

新町の商業活動を活性化させるために、生活支援・交流拠点として、窪川町中心市街地の再生と商業活動の活性化、田野々、十川・昭和地区などの商業集積地の再編・活性化と町並み整備をめざします。

商店街については、駐車場など共同利用施設の整備をはじめ、歴史的町並みの保存など地域資源を活用した商店街づくりや商業情報化の推進などの対策を実施するとともに、空き店舗などの空洞化対策として、タウンマネジメント手法などによる自立的再生活動を支援します。

また、地域住民だけでなく交流人口への対応も考慮に入れて、営業日や営業方法の見直しや販売促進活動の改善も進めます。

### ②高齢者等の購買ニーズへの対応

高齢者をはじめ移動手段の乏しい交通弱者が地域で生活するためには、彼らの購買ニーズに的確に応えてもらえる商業・サービス業者の存在が不可欠です。

新町では、高齢者等の購買ニーズに応えられるよう、商工会をはじめ関係者と連携して、御用聞き機能の復活、気軽に頼めるアフターケアなどの仕組みづくりをめざします。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 商業集積地の活性化	駐車場など共同利用施設の整備をはじめ、歴史的町並みの保存など地域資源を活用した商店街づくりや商業情報化
	空き店舗など空洞化対策としてのタウンマネジメント手法などによる自立的再生活動への支援
	営業日の改善や販売促進活動の実施
2. 高齢者等の購買ニーズへの対応	御用聞き機能の復活、気軽に頼めるアフターケアなどの仕組みづくり

## 5. 工業の振興

工業については、育ちつつある森林資源や近年まで主に生鮮出荷してきた農林水産品の付加価値向上を促進するためにも、木材・木質系産業や食品産業の振興は不可欠です。

木材・木質系産業については間伐材の積極活用、木材の付加価値向上などを促進し、食品産業においては、地域の暮らしと文化の視点も含めた柔軟かつ幅広い振興策を講じていきます。

また、地域資源を活用した地場産業の振興などによって雇用の確保につなげるため、ものづくり実習館を設置し、体験学習の仕組みづくりを進めます。

### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 食品工業の振興	農林水産物加工の推進
	自然塩製造の推進
	特産加工品の創出と販売促進
2. 木材・木質系工業の振興	集成材工業の振興
	間伐材、端材の有効活用
3. ものづくりの継承と再生	ものづくり体験学習仕組みづくり
	ものづくり実習館の設置

## 6. 多様な産業の展開

絶え間なく変化する経済情勢に対応できる多様な産業振興は、安定した生活基盤の確立と地域活力の向上につながります。

新町では、地域に根ざした事業展開支援、時代を先取りした新たな起業に重点的に取り組みます。

### ①地域産業の活性化

中小企業や商店の活性化に向けて、創造的で意欲的な事業者の新たな取り組みに対して、商工会等と連携した経営支援を推進します。

### ②新たな起業の支援

コミュニティ（地域密着型）ビジネスの展開、在宅就労（SOHO）の促進、地域環境を生かす起業など、新しい事業展開を促進し、地域産業の活性化を図ります。

新たな事業展開をめざす意欲的な起業家等を支援するため、商工会等関係団体の協力を得ながら、起業家育成の仕組みづくりを進めます。

### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 地域産業の活性化	中小企業経営支援の推進
	商工会活動への支援、各種融資制度の充実
	新商品開発、市場開発への支援
2. 起業支援	コミュニティビジネス支援の推進
	融資や利子補給などの起業支援制度の創設、情報提供
	試験研究、販路開拓など調査研究活動への支援強化

## 7. 観光の振興

観光振興については、清流四万十川というブランドに全国的な注目が集まっていますが、新町にはそのほかにも、自然、歴史・文化、産業などの観光・交流資源が数多く存在します。しかし、自然の特性や受け入れ態勢の未整備などのために、季節型・通過型となっている傾向が見られ、今後、通年型・滞在型への転換が課題となっています。

新町では、各地域の豊かな歴史的・自然的観光資源のネットワーク化、観光・交流施設等の整備促進、体験型イベントの開催や滞在施設の整備などによって、観光・交流の拡大を促進します。

### ①観光・交流資源の整備・充実

新町は、四万十川をはじめ、自然的な観光資源や歴史・文化的な観光資源を数多く有しており、他地域との交流拡大に向けて、新町内に広がる観光・交流資源の整備・充実を推進します。

また、体験型観光・交流を進めるために、日常の暮らしや地域の産業のあり方、それらを支えた技能や技術を新たな視点から見直し、メニューづくりなどに活かしていきます。

### ②観光資源のネットワーク化等

新町における観光形態の基本的な転換を図るために、観光協会と連携を図りながら、これらの観光資源と滞在施設等観光施設のネットワーク化を促進します。

新町内はもとより、町域、県境を越えた観光ネットワークを形成するため、県内・県外の関係団体と連携し、より広域的な循環型観光ルートを開発するほか、通年型観光への転換をめざすために、新たな観光資源の発掘・整備、地域産業との連携や、各地域で行われる特色ある行事をポストシーズンなどの主なイベントとして位置づけます。

また、四万十川流域での観光客の合同誘致やインターネットを利用した観光情報の発信により、観光PRの充実に努めます。

さらに、豊かな自然環境を背景に中山間地域の暮らしや仕事を体験する観光・交流活動を中心に、住民との“心のふれあい”を大切に、将来にわたる交流活動を推進します。

### ③観光・交流施設の整備

新町における観光の消費単価を底上げし、地域経済を活性化するためには、観光施設を魅力的なものに整備する必要があります。そのため、道路、標識、トイレなどの観光基盤の整備を推進するとともに、都市と農山村の交流を促進するための公共宿泊施設や、民泊施設の整備を推進します。

### ④地域イメージの向上

満足度の高い観光・交流となるよう、一人ひとりが“もてなしの心”を持った、ぬくもりが伝わる温かい交流を実践します。

また、地域イメージの向上をめざし、イメージキャラクターの設定、観光サインの統一、多様なメディア（情報伝達媒体）を活用した情報発信など、地域CI事業を推進します。

観光の国際化に向けて、標識やサイン、案内資料等に英語、韓国語、中国語といった外国語による表示を推進します。

### ⑤広域観光・広域交流の推進

個性的な新町のイメージを明確に打ち出すとともに、近隣市町村との連携を図りながら、数多くの観光資源が連携した広域観光を推進します。そのために、広域観光ルートの開発、広域インフォメーションサイトの整備などに取り組みます。

### ⑥レクリエーションの振興

地域住民の余暇活動と健康増進活動の場として、また、地域間交流を促進し地域振興を推進する手段として、レクリエーションの振興を推進します。

そのため、各地域や団体が実施しているレクリエーション活動や新たな取り組みを支援、助成するとともに、住民のニーズに応じた施設を整備するほか、既存施設の改善を行います。

【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 観光・交流資源の整備・充実	既存施設の充実（道の駅、公園等）、観光農園の充実など
	祭りや伝統行事の継承、郷土料理の開発
	グリーンツーリズム（滞在型農業体験）等体験交流プログラムの充実
2. 観光資源のネットワーク化等	観光協会等との連携強化、広域的なネットワーク化、循環型観光ルートの開発
	新たな観光資源の発掘・整備（田舎暮らし体験、ものづくり体験など）、
	地域性豊かな観光行事の開催
	観光PRの充実
3. 観光・交流施設の整備	観光施設、交流施設整備の促進
	観光、交流、宿泊施設の有機的連携
4. 地域イメージの向上	観光ボランティアの確保・育成（ガイド、インストラクター）
	ブランド化戦略の展開（イメージキャラクターの設定、観光サインの開発、特産品の開発）
5. 広域観光・広域交流の推進	広域観光ルートの開発
	広域観光協議会活動の充実、広域インフォメーションサイトの整備
6. レクリエーションの振興	レクリエーションメニューの開発
	レクリエーション受入体制の整備

## 第4節 地域内外の交流・連携が活発な地域づくり

新町の発展のためには、地域内外の交流・連携が活発な地域づくりを進めることが必要です。そのためには、道路交通網の整備、公共交通の底上げなどの課題があり、高度情報化に対応するための基盤整備も急がれます。

### 1. 人権尊重、男女共同参画社会の実現

「21世紀は人権の世紀」といわれています。住民一人ひとりが人権を尊重する心を身につけることができるよう、日常生活での実践をめざします。そのため、家庭や地域、学校や職場など、さまざまな場における生涯を通じた人権教育や啓発を推進します。

また、社会的・文化的慣習の中であつてきた性差（ジェンダー）や固定的な性別役割分担意識の是正を図り、女性も男性もともに支え合う男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開します。

すべての人が共に支えあい安心して生活できる地域づくりは、まちづくりの原点です。そのために、人権尊重社会の確立、男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業などを推進し、こころ豊かでぬくもりのあるまちづくりをめざします。

#### ①人権尊重社会の確立

あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人がともに支え合い安心して生活することができる社会をつくるためには、さまざまな人権を尊重する取り組みが大切です。具体的には「人権を守る住民の集い」や「人権学習会」などの広報・啓発活動や人権教育を推進し、住民一人ひとりの人権意識の高揚に努めます。

#### ②男女共同参画社会の実現

コミュニティ活動や交流活動など住民活動を活性化していくためには、性別にかかわらず、一人ひとりが責任を分かち合い、その個性と能力が発揮できる社会であることが重要です。

新町では、男女の固定的な役割分担意識の是正を図るため、あらゆる機会を活用した広報・啓発活動を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向け、審議会などの政策・方針決定の場への女性の参画促進をはじめ、女性リーダーの育成、女性の社会参画を支える環境づくりなど、具体的な目標を掲げたプランづくりとその推進に努めます。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 人権尊重社会の確立	広報・啓発活動や人権教育の推進
	多世代交流の推進
2. 男女共同参画社会の実現	啓発・広報活動の推進
	男女共同参画計画の策定
	審議会等への女性の積極的登用（公的機関の各種審議会・委員会等政策・方針決定の場への積極的な登用）
	女性リーダーの育成
	女性グループや女性団体活動への支援
	女性の社会参画を支える環境づくり

## 2. 地域間・国際交流の推進

これからの地域間・国際交流活動は、草の根レベルでの交流が一層期待されています。

それは、“お互いを尊重し合う心”の醸成、国際感覚を身に付けた人材の育成、新しい経済活動への展開といった多様な活動の成果が、自分たちの地域づくりに還元されることになるからです。

新町では、これまでの取り組みを継承するとともに、主体的な活動は住民・地域で、活動支援を行政で行う役割分担と連携を図り、新しい感動を得る機会となる交流活動の活性化を推進します。

### ①地域間交流の推進

地域間交流活動の活発な展開を図るため、姉妹都市をはじめ県内外の地域との多彩な交流事業を積極的に推進します。

### ②国際交流の推進

国際感覚を身に付けた人材を育成するため、児童・生徒、青年、高齢者など、より広範囲な交流を図り、国際交流・国際協力事業を積極的に推進します。

住民と協力して、地域間・国際交流推進のための体制を確立し、活動しやすい環境づくりを進めるとともに、住民・地域主体の交流団体の育成を図ります。

### ③地域サービスの国際化

在住外国人や留学生へのサポート（支援）を図り、国籍に関係なく互いに協力し合う地域づくりを推進します。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 地域間交流の推進	友好交流地区との相互訪問、新たな友好交流地区との提携
	町出身者（町人会）との連携、情報交流の充実
2. 国際交流の推進	国際協力・貢献事業の推進
	外国人講師の招聘、ホストファミリーの登録、ボランティア活動への支援
	交流団体の育成
3. 地域サービスの国際化	外国語に対応できる職員の確保、外国語相談窓口の設置
	外国語生活情報の提供、外国語生活ガイド等の配布
	各種表示の外国語対応の推進

## 3. 住民自らの手による地域づくりの促進

今後の地域づくりには、行政区や集落ごとの自治活動に加えて、福祉分野や環境分野のボランティアなど住民主体のコミュニティ活動が必須の条件となってきています。

こうしたコミュニティ活動を担う住民やNPO（民間非営利団体）の活動は、環境との共生や少子・高齢化が進むこれからの社会で、公益的活動の一翼を担う存在として、ますます重要になります。

新町では、自分たちの地域づくりにつながる多様なコミュニティ活動等の活性化に、重点的に取り組みます。

コミュニティ活動等の活性化から、住民・地域・行政が成功や失敗を共有しながら、自分たちの手で自分たちの地域を創造・発展させていきます。

「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本にコミュニティ活動等の盛んな地域づくりを推進し、そのための支援を積極的に行います。



### ①コミュニティ活動の支援

従来の行政主導のまちづくりから、住民と行政の情報の共有化などの取り組みを通じて、住民の意見や提言を積極的に受け入れる仕組みを確立するなど、住民参画による協働のまちづくり体制を構築します。

また、主要プロジェクトなどの推進にあたっては、住民の意向を十分に尊重した手法を取り入れた政策立案を行い、住民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

さらに、住民との協働のまちづくりには、情報の共有化が必要不可欠であることから、ケーブルテレビ（CATV）などの情報基盤整備を進めるとともに、広報誌、町政モニター制度、移動町役場の開催など、広報広聴活動を充実させることにより、住民にわかりやすい効率的な情報提供に努めます。

コミュニティ活動の立ち上げ、住民の参加意欲の向上、そして、コミュニティ活動の多彩な展開や地域づくり団体の育成に向けて、先進事例などの情報提供、地域づくりやコミュニティ活動に関する学習機会の拡充を推進します。

また、活発に活動するコミュニティ活動を支援するため、IT（情報技術）環境の向上を推進します。

### ②NPO活動の支援

住民自らの思いによる自主的・自発的な活動が個人の生きがいを高め、地域社会を活性化させる重要な手段として注目されています。これからの行政推進に際しては、地域コミュニティと並ぶ行政の重要なパートナーとなるものと期待されます。

そのため、ボランティア、NPOなどの住民組織や活動展開を促進するため、積極的な支援に努めます。

### ③コミュニティ活動等の拠点づくり

コミュニティ活動、NPO活動の多様化・活性化に向けて、活動に関する相談及び情報交流の拠点（組織）を整備します。

また、各地区での活動拠点となる公民館やコミュニティセンターなどの機能充実を図ります。

### ④協働プログラムの推進

活動機会の拡充に向けて、学校教育、生涯学習、地域福祉、環境保全、観光・交流などにおける住民・地域・行政との協働プログラムを推進します。

また、住民・地域・行政による協働のまちづくりを一層進めるため、まちづくり全体における各地区自治活動、コミュニティ活動、行政などの担う役割を明確にし、活動しやすい環境づくりを推進します。

### ⑤地域リーダーの育成

多様なコミュニティ活動の活性化を促すとともに、グループ交流や研修機会の拡充を図り、地域リーダーの育成に努めます。

#### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. コミュニティ活動の活性化	新町まちづくり基金（仮称）の設置
	地域づくり組織の育成（活動支援、情報提供）
	コミュニティ活動への支援
	地域自治組織や各種団体の育成及び連携の強化
	町政等に対する町民提案制度の導入
情報提供、生涯学習による意識向上、IT環境の整備	
2. コミュニティ活動の拠点づくり	公民館、コミュニティセンターの機能充実、学校施設の有効利用
	活動団体同士が交流する施設（組織）の整備
	まちづくり条例（仮称）の制定
3. 協働プログラムの推進	地域自治組織の活動支援
4. NPO活動の支援	NPOやボランティア活動の支援
5. 地域リーダーの育成	地域リーダー育成事業の推進（研修会の開催、活動団体同士の交流の実施）



#### 4. 住民のまちづくりへの参加と行政との協働、住民自治の確立

まちづくりの各分野では、住民、NPO（民間非営利団体）、企業等と行政との協働・連携、役割分担のもとに、目標課題の円滑な実現をめざします。

「自治とは、自分たちのことは自分たちで処理すること」を基本とした自己決定、自己責任の体系であるという基本原則から、これまでの行政が主導的に担ってきたまちづくりから、住民が主体となって考え、行動し、それを行政が支えるという「住民と行政との協働のまちづくりの仕組み」を構築し、住民自治の確立を推進します。

つまり、これからの地域経営には、自立した住民による主体的なまちづくりの活動が不可欠となります。

##### ①地域自治活動の活性化

それぞれの地区で主体的な地域づくりを推進するため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の醸成・高揚に努めるとともに、まちづくりや公共施設整備などの計画段階における住民参画・地域参画を積極的に推進します。

また、地域づくりに関連する組織の再編・強化に取り組みます。

##### ②情報共有化の推進

住民・地域・行政の協働によるまちづくりの推進にあたって、個人情報保護に配慮しつつ、適切な情報を早く、正確に、幅広く提供・交換できるよう、広報やインターネットなど、地域や時代に応じた多様なメディア（情報伝達媒体）を活用した情報の共有化を推進します。

##### ③民間活力の積極的な導入

協働のまちづくりを推進するために、民間企業やコミュニティ団体などとの交流機会を拡充し、相互の情報交換と意志の疎通を図ります。

また、PFI（民間資金による社会資本整備）事業の導入、ボランティア団体などへの事業委託など、行政活動への民間の意欲と能力の積極的な導入を図ります。

##### 【主な事業】

施策区分	主な事業
1. 地域自治活動の活性化	住民自治意識の醸成・高揚
	まちづくりや公共施設整備などの計画段階からの住民参画・地域参画の推進
	地域づくりに関連組織の再編・強化
2. 情報共有化の推進	多様なメディア（情報伝達媒体）による情報共有化の推進
	個人情報保護
3. 民間活力の積極的な導入	行政活動への民間の意欲と能力の積極的な導入
	民間企業やコミュニティ団体などとの交流機会の拡充
	まちづくり条例（仮称）の制定
3. 協働プログラムの推進	地域自治組織の活動支援

## 第10章 新町における高知県事業の推進

「山・川・海 自然が 人が元気です四万十町」という新町の将来像を現実のものとするため、以下の諸施策を高知県と連携、協力し推進していきます。

### 新町における高知県事業

施策	主 要 事 業
地域基盤の整備	国道整備・改良事業 県道整備・改良事業 高速・高規格道路の延伸 その他の道路整備事業
農林水産業の振興	一般農道整備事業 広域農道整備事業 農村振興総合整備事業 農地防災事業 中山間地域総合整備事業 特定農山村総合支援事業 林道整備事業 水産基盤整備事業
地域防災体制の充実	河川等整備事業 通常砂防事業 急傾斜地崩壊対策事業 海岸保全事業
商業・工業の振興	コミュニティ施設整備事業
新しいまちづくりへの財政的支援	まちづくり支援交付金

# 第11章 公共的施設の適正配置と整備

## 第1節 基本的考え方

新町における公共的施設の配置と整備については、合併協定項目の協議経過を踏まえ、住民生活への影響に十分配慮するとともに、適正配置による行財政運営の効率化と住民サービスの向上に資するよう、新町において、統合整備を進めることを基本とします。

新たな公共的施設の整備や老朽施設の更新にあたっては、地域特性や地域間のバランス、財政状況等を考慮するとともに、合併の効果が最大限発揮できるように配慮することとします。

さらに、既存の公共施設については、施設の有効利用を図るとともに、運営の民間委託等の行政改革を推進することにより簡素で効率的な運営に努め、施設利用や事業内容について住民の満足度向上をめざします。

## 第2節 施設整備・活用の基本方向

### 1 既存施設の有効活用の推進

——機能分担と連携強化による住民満足度の向上——

新町の公共的施設の利活用と効率的な管理運営を図るため、直営診療所や保健福祉施設、生涯学習施設や社会体育施設、特産物加工・直売施設などについて、施設間の連携強化と機能分担を進めることにより、その効果を最大限発揮できるように努めます。

また、公共的施設の管理運営については、指定管理者制度や公設民営化などの手法による運営の民間委託を推進するとともに、NPO、ボランティア、各種団体などとの連携を図りながら、民間活力の積極的な導入に努めます。

### 2 老朽・遊休施設等の再整備の推進

——時代の変化に対応する効率的な再整備——

老朽化した施設や時代の変化とともに役割が変わりつつある施設については、合併を契機として複数の施設の統合や機能の転換・複合化などを検討し、住民や時代のニーズに応じて効率的にサービスが提供できる施設として再整備に努めます。

また、学校統合による廃校舎等については、都市・農山村交流等の地域活性化拠点施設等として、地域の実情に応じた利活用が図れるよう、その仕組みづくりを含めて地域の住民とともに研究・検討を進めます。

### 3 新規施設の計画的整備の推進

——必要性和役割、計画的な管理体制を明確にした整備——

新規施設の整備にあたっては、住民ニーズを的確に把握するとともに、既存施設との機能分担や連携のあり方を明確にし、その役割と必要性について十分検討したうえで整備を図るものとします。

さらに、新規施設の管理運営体制や管理費、施設運用・活用方法などについても具体的な検討を行うものとします。

### 第3節 主要施設の整備・活用方針

#### 1 役場本庁・支所について

新町の役場本庁については、新庁舎建設までの間は現在の窪川町役場に置くものとし、現在の大正町役場及び十和村役場は総合支所とします。総合支所については、可能かつ合理的な範囲で地域分権を行うとともに、合併により広域化する新町において地域振興機能や窓口サービスが低下しないよう、3町村の電算システムの統合やネットワーク化など必要な機能の整備に努めます。

また、本庁舎、総合支所施設については、組織・機構の再編に伴う適切な整備改修を行います。

新町庁舎建設については、新町において、行政機能拡充の必要性と財政事情を勘案し、プライオリティー（優先順位）が上がった段階で、委員会等を設けて具体的な検討をすることとします。

なお、現在の窪川町興津支所は出張所として引き続き従前の支所業務を引き継ぐこととしますが、十和村昭和支所は合併を機に廃止します。

さらに、行政機能の統合整備に伴い、地域住民の意見を踏まえて、利便性の向上や住民自治の拡充に資する地域施設の計画的な整備に努めます。

#### 2 学校・社会教育施設について

○ 小中学校については、合併に伴う学校統合は行いませんが、新町において、児童・生徒数の将来見通しや教育効果、地域特性等を考慮して検討し、適正配置による整備に努めます。また、学校施設の耐震診断と必要な耐震化工事、大規模改修を計画的に実施するとともに、空き教室や廃校舎を地域福祉施設や地域活性化施設への転用などによる新たな活用策の検討を進めます。

○ 学校給食センターの整備については、地産地消による食育の推進の観点から、新町において、可能な限り早期に全町で給食が実施できるよう、新たな施設の建設や老朽化施設の改築・衛生対策など総合的な整備計画を策定し、実施に努めます。

○ 社会教育関連施設については、整備・改築等を計画的に進めるとともに、新たな情報ネットワークで公民館等の公共施設を結び、住民の情報コミュニティの広場など多目的施設として整備していきます。

#### 3 医療・保健福祉施設等について

○ 大正町と十和村の国保診療所については、管理運営主体が新町に一本化されることに伴い、一体的な運営体制のもと、機能の適切な連携と分担により、地域医療の中核を担う診療所として整備・充実を図ります。

○ 大正町と十和村の保健福祉センターについては、機能の複合化等の拡充を図るとともに、窪川町への新たな施設の設置に努めます。

○ 合併により新町に移管されるごみ処理場・リサイクルセンター及びし尿処理場については、一層効率的な運営に努め、住民生活に支障を来さないよう、必要な整備を進めます。

#### 4 新町の住民相互が一体感を持つために行われる施設について

○ ケーブルテレビ（CATV）の未整備地域（窪川町・大正町）について、早期のサービス開始に向けた取組みを進めます。情報サービスとしては、映像系だけでなく、行政イントラネットサービスやインターネットサービスなどの通信系情報サービスも提供できるようにするとともに、診療所や保健福祉センターとの連携について検討します。

## 第 1 2 章 財政計画

### 1. 財政計画の基本的な考え方

今後、新町においても地方交付税の減少が予想され、少子高齢化による労働人口の減少により、税収減が懸念されるなど、財源確保はますます厳しくなると考えられます。一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、より一層、行政サービスの維持向上を図っていく必要があります。

こうした中、新町の財政計画は、財政運営の指針となるものであり、合併に伴う特例債や地方交付税などの国・県の財政支援措置を反映させるとともに、合併による歳出における削減効果など見込み、健全な財政運営を行うことを基本として、現況及び過去の実績や経済状況を勘案しながら歳入・歳出を各科目ごとに推計して、普通会計ベースで作成したものです。

### 2. 財政計画の期間

財政計画の期間は、まちづくり計画の期間に合わせて合併後 15 年間とします。

### 3. 設定条件

#### 【全般的事項】

- ・平成 25 年度以前 … 決算額を計上しています。
- ・平成 26 年度 … 決算見込額を計上しています。
- ・平成 27 年度 … 平成 27 年度当初予算額に、平成 26 年度からの繰越額を加えた額を計上しています。ただし、歳入のうち普通交付税及び臨時財政対策債については決定見込額を計上しています。
- ・平成 28 年度以降 … 中期財政計画（平成 26 年 12 月改訂版）による推計に、今回の合併特例事業を追加した額を計上しています。

#### 【平成 28 年度以降の個別事項】

##### (1)歳入

##### ●地方税

個人住民税については、平成 25 年度の実績額をベースに、将来推計人口（生産年齢人口）の減少に連動して推移するものとして推計。他の地方税については平成 25 年度の実績額をベースに過去調定額の増減率の平均で算定しています。

##### ●地方譲与税・交付金

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

##### ●地方交付税

普通交付税については、平成 26 年度決算額をベースに、合併による算定の特例（算定替）、公債費の推計に伴う公債費算入分、及び将来推計人口の減少分等を反映し算定しています。特別交付税については、平成 25 年度決定額をベースに、毎年一定の割合で減少するものとして算定しています。

##### ●分担金及び負担金

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

##### ●使用料及び手数料

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

##### ●国庫支出金・県支出金

投資的経費に係るものについては、総合振興計画事業を反映させるとともに、平成 29 年度以

降については過去の実績値より算出した財源充当率を乗じて算定しています。その他の経費に係るものについては、平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

#### ●財産収入・寄付金

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに見込んだ額が、一定で推移するものとして算定しています。

#### ●地方債

新町建設計画に伴う合併特例債及び総合振興計画事業をもとに算定するとともに、今後の地方財政計画見込み等により臨時財政対策債を算定しています。なお、合併特例債のうち建設事業分については、建設計画事業を勘案し各年度個別に計上するとともに、基金造成分については計画期間の延長に伴い、発行可能額を増額しています。

### (2)歳出

#### ●人件費

職員給については、平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の組織機構の見直しや定員管理適正化計画に基づく職員数をもとに算定しています。議員については 18 名（固定）、特別職については 3 人、その他の人件費については平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

#### ●物件費

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

#### ●維持補修費・扶助費

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

#### ●補助費等

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

#### ●普通建設事業費

新町建設計画に伴う合併特例事業及び総合振興計画事業をもとに各年度個別に算定するとともに、平成 29 年度以降については過去の実績等をもとに見込んだ一定額に、合併特例事業を加えた額を計上しています。

#### ●公債費

平成 25 年度末残高を基本とし、新町建設計画に伴う合併特例事業及び総合振興計画事業をもとに、新たな地方債の借入れに係る償還額を見込んで算定しています。

#### ●積立金

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに、合併特例債による基金の造成や各年度における余剰財源を基金に積み立てるものとして算定しています。

#### ●投資及び出資金・貸付金

平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに見込んだ額が、一定で推移するものとして算定しています。

#### ●繰出金

各特別会計の将来推計（一般会計繰入金見込額）と、平成 25 年度の実績及び平成 26 年度の決算見込額をもとに各年度個別に算定しています。

【歳入】

単位：百万円

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	1,490	1,602	1,604	1,580	1,519	1,607	1,517	1,532	1,544	1,456	1,472	1,475	1,438	1,436	1,428
地方譲与税	307	179	174	163	159	157	147	144	138	140	145	145	145	145	145
交付金	304	277	254	248	263	240	212	214	236	347	285	284	282	280	279
地方交付税	6,581	6,526	6,691	6,790	7,267	7,039	7,305	7,421	7,253	7,085	6,755	6,559	6,419	6,289	6,159
うち合併措置	320	213	159	52	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3
分担金及び負担金	123	135	111	107	88	75	80	76	79	85	57	56	55	55	54
使用料及び手数料	280	268	266	263	249	253	267	269	263	250	240	236	234	233	232
国庫支出金	1,098	1,025	1,631	2,957	3,118	1,404	1,414	2,728	1,453	2,049	1,310	1,003	1,000	1,004	1,004
うち合併補助金	22	153	12	22	11	21	29	-	-	-	-	-	-	-	-
県支出金	1,628	1,548	1,095	1,434	1,722	1,425	1,273	1,375	1,738	1,833	1,124	1,052	1,030	1,084	1,036
うちまちづくり交付金	207	207	207	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財産収入	50	67	93	47	85	115	128	113	102	91	91	91	91	91	91
寄付金	3	11	7	2	29	5	5	5	6	15	15	30	30	50	50
繰入金	1	0	545	398	4	462	374	451	464	538	224	204	204	254	409
繰越金	551	184	220	207	447	481	342	377	377	362	298	241	90	33	0
諸収入	221	224	210	363	223	324	241	275	231	189	142	139	138	138	136
地方債	1,576	1,411	2,429	1,875	2,308	1,983	2,182	4,246	1,330	1,872	1,169	1,190	1,193	1,155	1,141
うち特例債	105	371	535	457	712	847	1,077	2,979	187	269	256	107	129	110	114
合計	14,216	13,460	15,333	16,437	17,484	15,573	15,490	19,229	15,216	16,315	13,330	12,708	12,352	12,250	12,167

【歳出】

単位：百万円

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	2,405	2,358	2,333	2,323	2,337	2,198	2,249	2,148	2,211	2,254	2,193	2,107	2,106	2,116	2,068
物件費	1,388	1,458	1,320	1,704	1,736	1,999	1,732	1,779	2,211	2,427	1,637	1,635	1,596	1,572	1,551
維持補修費	53	51	53	65	76	100	74	65	84	92	75	75	75	76	76
扶助費	940	998	1,003	1,061	1,289	1,327	1,349	1,332	1,405	1,375	1,379	1,376	1,373	1,373	1,363
補助費等	1,064	1,186	1,224	1,477	1,451	1,346	1,274	1,255	1,476	1,626	1,191	1,181	1,182	1,175	1,160
普通建設事業費	3,034	2,337	4,305	4,535	4,687	3,157	3,455	6,838	2,592	3,099	1,879	1,504	1,529	1,514	1,520
うち一般事業費	3,034	2,298	3,594	3,724	3,855	2,187	2,094	2,545	2,412	2,901	1,624	1,500	1,500	1,500	1,500
うち合併特例事業分	0	39	711	811	832	970	1,361	4,293	180	198	255	4	29	14	20
災害復旧事業費	507	339	222	173	437	231	304	53	393	724	372	372	372	372	372
公債費	2,933	2,832	2,987	2,756	2,463	2,306	2,195	2,536	2,370	2,268	2,234	2,354	2,047	2,042	2,020
積立金	330	342	283	323	895	847	624	975	328	203	325	340	340	360	360
うち特例債分	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
うち一般分	222	234	175	215	787	739	516	867	220	95	217	232	232	252	252
投資及び出資金・貸付金	3	3	23	13	2	3	155	4	1	1	1	1	1	1	1
繰出金	1,215	1,236	1,273	1,360	1,310	1,417	1,452	1,617	1,433	1,638	1,553	1,573	1,648	1,649	1,676
合計	13,872	13,140	15,026	15,790	16,683	14,931	14,863	18,602	14,504	15,707	12,839	12,518	12,269	12,250	12,167

基金残高	3,786	4,289	4,127	4,152	5,245	5,950	6,499	7,274	7,388	7,403	7,814	8,200	8,436	8,592	8,543
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------